【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年８月６日 |
| 【計算期間】 | 第19特定期間(自　平成24年11月９日　至　平成25年５月８日) |
| 【ファンド名】 | ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型） |
| 【発行者名】 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　田島　廣久 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 藤田　剛志 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 |
| 【電話番号】 | 03-5219-5700 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として外国の公社債及び株式に投資を行うことにより、毎月の分配と中長期的な信託財産の安定成長を目指した運用を行います。

＊ 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払い及びその金額を保証するものではありません。

②基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型 | 国　内 | 株　式 |
| | | 債　券 |
| | 海　外 | 不動産投信 |
| 追加型 | | その他資産 |
| | 内　外 | 資産複合 |

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

<table>
<tr><th>投資対象資産</th><th>決算頻度</th><th>投資対象地域</th><th>投資形態</th><th>為替ヘッジ</th></tr>
<tr><td>株　式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債　券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>不動産投信<br>その他資産（投資信託証券（資産複合(債券・株式)））<br>資産複合<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型</td><td>年１回<br>年２回<br>年４回<br>年６回（隔月）<br>年12回（毎月）<br>日々<br>その他</td><td>グローバル（日本を除く）<br>日　本<br>北　米<br>欧　州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東（中東）<br>エマージング</td><td>ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ</td><td>あ　り<br>な　し</td></tr>
</table>

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券及び株式に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式））」と表示しております。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

| | | |
|---|---|---|
| 投資対象資産 | その他資産 | 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年12回（毎月） | 目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。<br>※「（日本を除く）」は、日本の資産は含まないことを示します。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③信託金限度額

信託金限度額は、信託約款の規定により１兆円となっております。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

**外国債券70：外国株式30を基本投資割合として分散投資を行います**

a.主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。
b.マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲（±5%）を超えた場合には、組入比率の調整を行います。
c.実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは行いません。
d.ファミリーファンド方式により運用を行います。

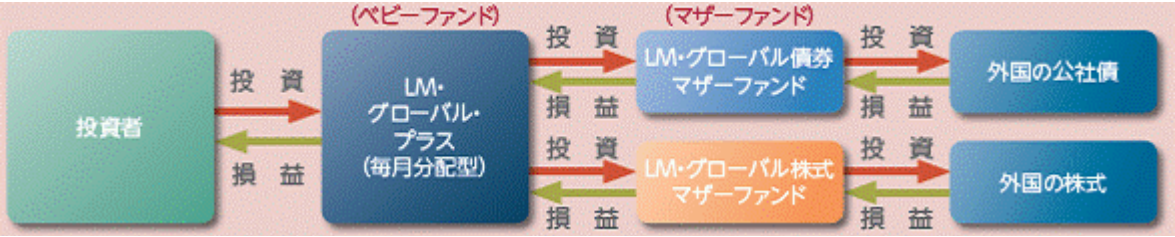


「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

**毎決算時（毎月8日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います**

組入債券の利子収入と組入株式の配当収入等を原資として、毎月の安定した分配を行うことを目指します。また、組入株式の値上がり益を原資として分配を行うこともあります。
※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

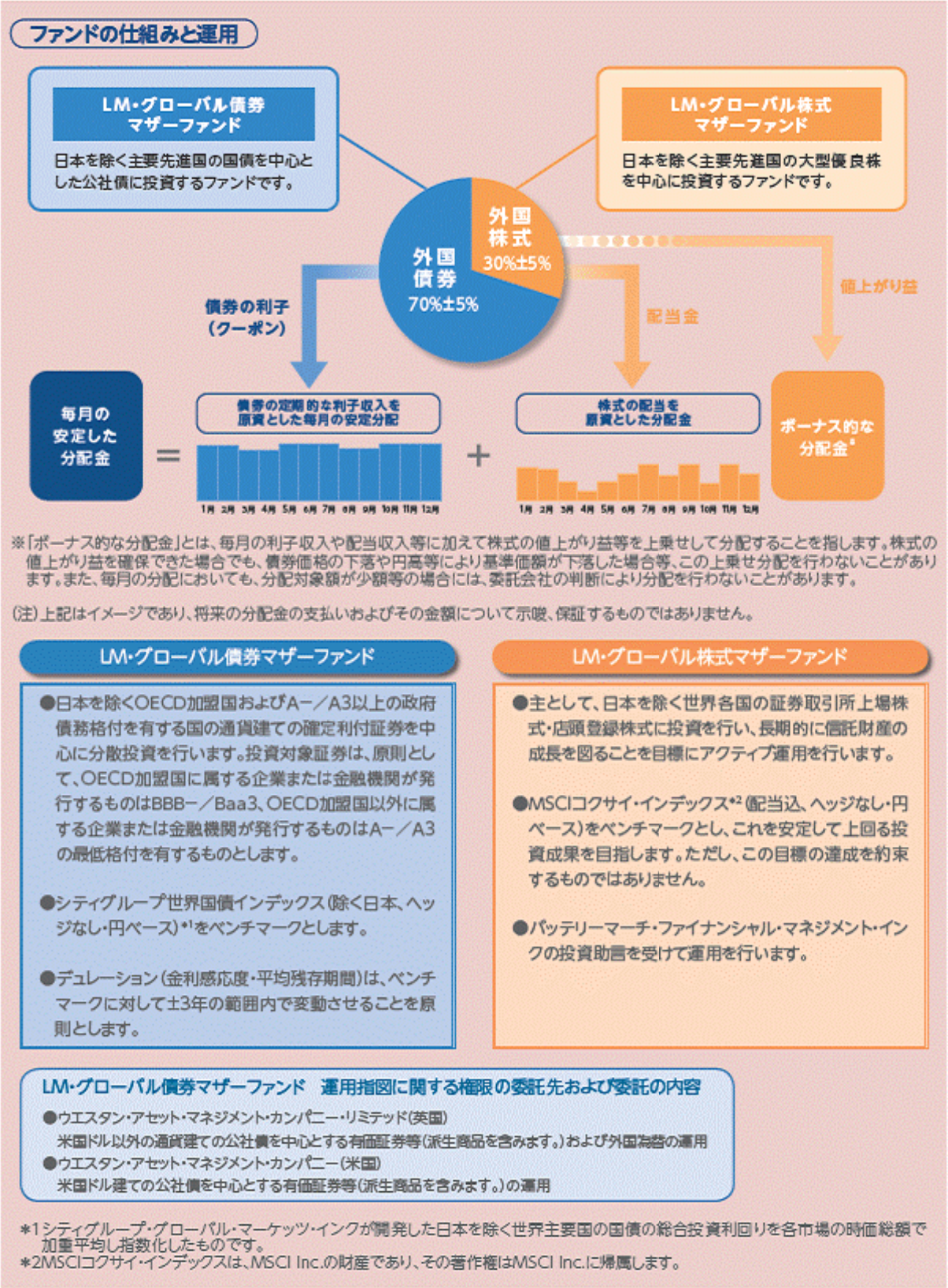


（注）資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成15年12月８日　信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成18年１月１日　当ファンドの名称を「シティ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「LM・グローバル・プラス（毎月分配型）」に変更
マザーファンドの名称を「グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」から「LM・グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」に、「シティグループ・グローバル株

式マザーファンド」から「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」に変更

平成18年６月30日 投資顧問会社を「レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更

マザーファンドの名称を「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」から「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人及び契約の概要等

a.ファンドの関係法人

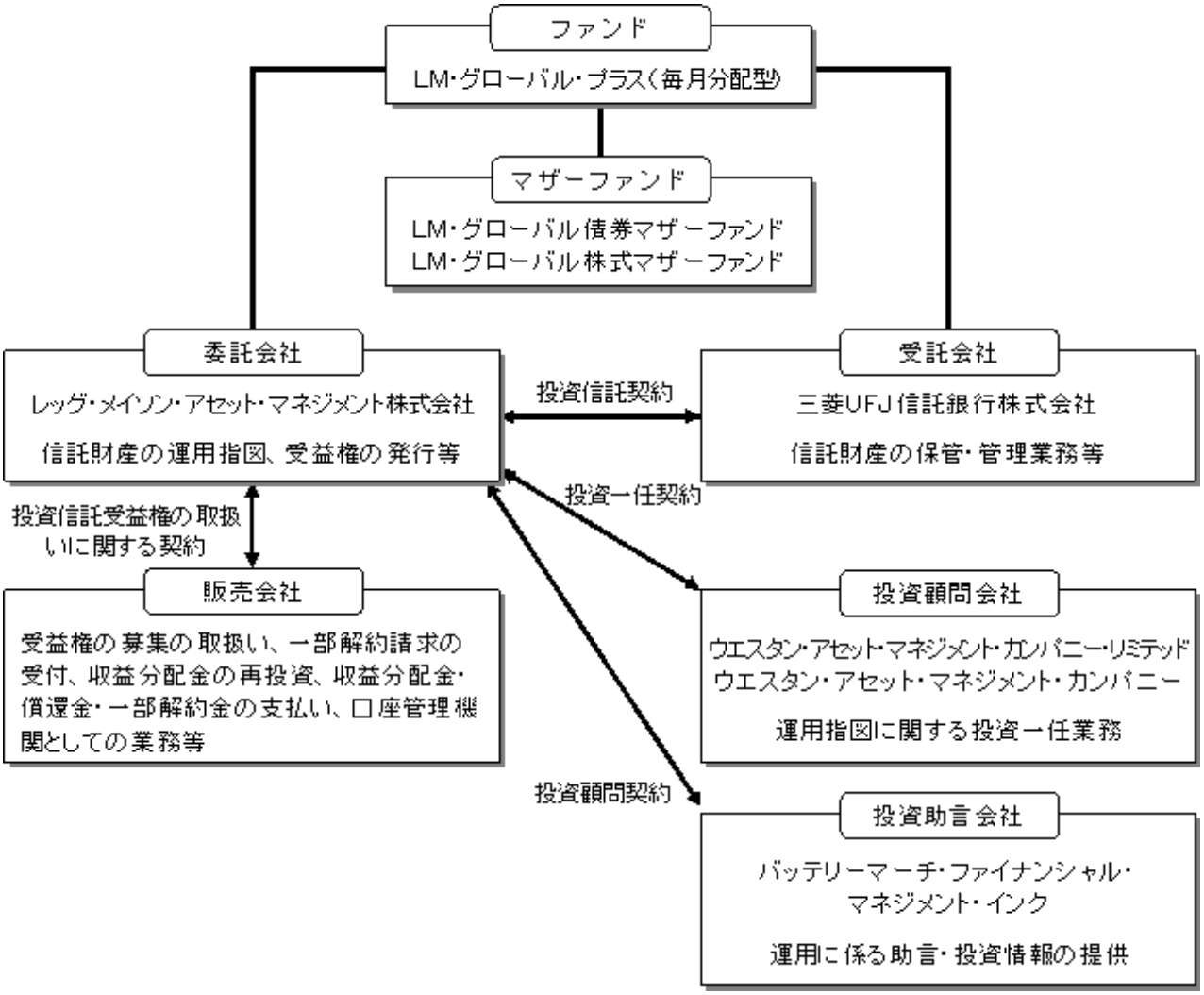


＊ 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

b.契約の概要等

(イ)投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

(ロ)投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

(ハ)投資一任契約

委託会社が投資顧問会社に「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」の運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

(ニ)投資顧問契約

投資助言会社が委託会社に「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」の運用に係る助言、情報提供を行うにあたり、情報提供の方法及び条件並びに投資助言報酬等について両者間で取り決めたものです。

②委託会社等の概況（平成25年５月末現在）

a.資本金の額

1,000百万円

b.沿革

平成10年４月28日 ソロモン投信委託株式会社設立
平成10年６月16日 証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日 投資顧問業登録
平成11年６月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月１日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年４月１日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年１月１日 「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年９月30日 金融商品取引業登録

c.大株主の状況

名　　称 レッグ・メイソン・インク
住　　所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
インターナショナル・ドライブ100
所有株式数 78,270株
持株比率　100%

## ２【投資方針】

### (1)【投資方針】

①主としてマザーファンド受益証券への投資を通して、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。

②原則として、マザーファンド受益証券の基本投資割合は、純資産総額に対して以下の比率を目安とします。マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。

ＬＭ・グローバル債券マザーファンド受益証券・・・・・・７０％±５％
ＬＭ・グローバル株式マザーファンド受益証券・・・・・・３０％±５％

③実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（「有価証券先物取引等」ということがあります。）を行うことができます。

⑤異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

⑦当初設定時及び償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向及び急激な市況動向の変動が発生もしくは予想されるとき並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1.有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

2.有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

3.有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

4.外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

5.有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

6.有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

7.有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

8.有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

9.金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

10.金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるＬＭ・グローバル債券マザーファンド及びＬＭ・グローバル株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.株券または新株引受権証書

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
i.特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
j.コマーシャル・ペーパー
k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
n.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
q.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
t.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
なお、上記a.の証券または証書並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。（マザーファンドの組入比率調整に係る運用指図は委託会社が行います。）

「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」の運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。また、「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」の運用は、委託会社がバッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資助言を受けて行います。

■ファンドの運用体制

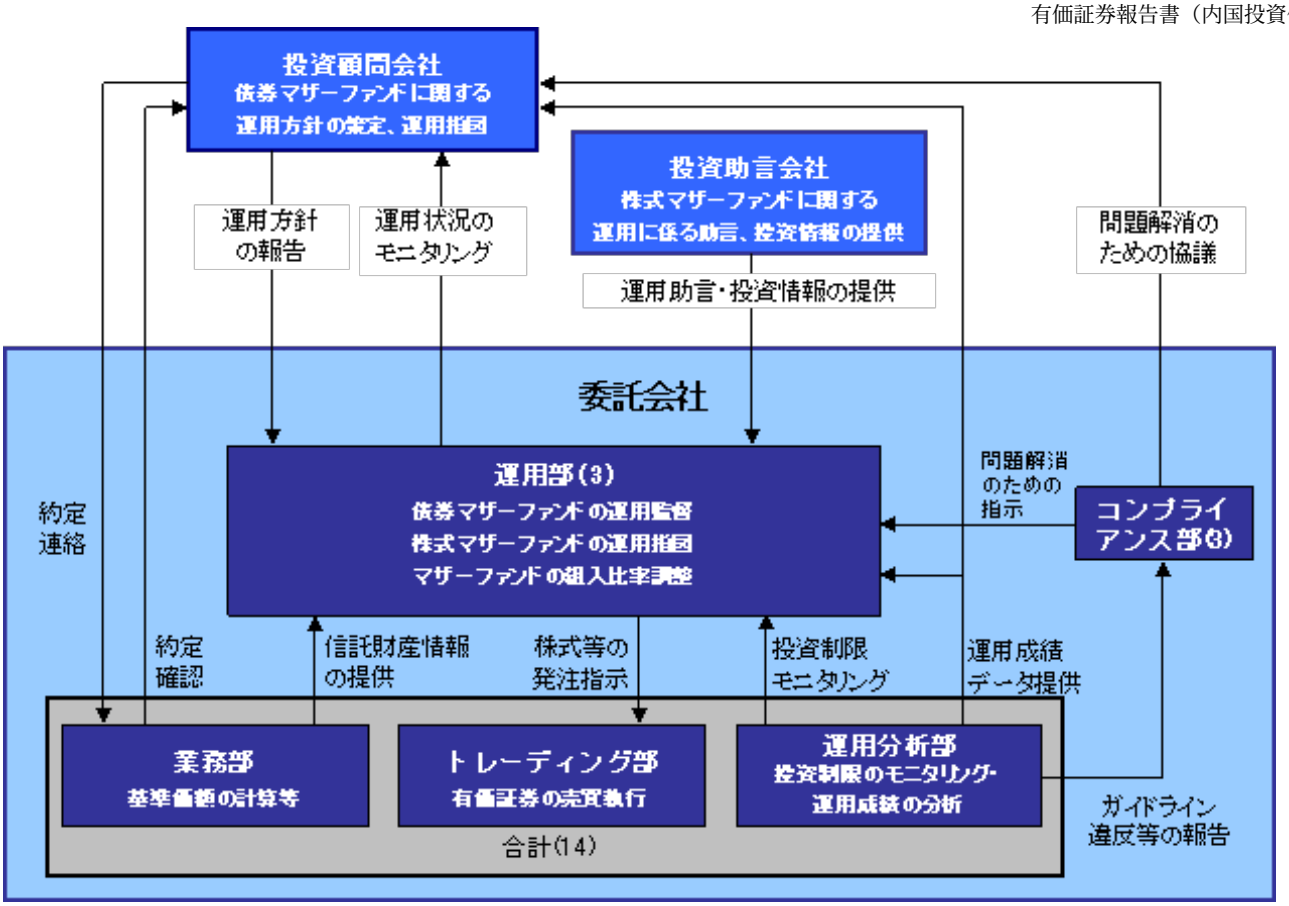


（注）（ ）は平成25年５月末現在の各部署に属する人数（業務部、トレーディング部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

①委託会社は、投資顧問会社との間で、ＬＭ・グローバル債券マザーファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。
②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
③委託会社の運用部は、投資助言会社から受けた投資助言に基づき、ＬＭ・グローバル株式マザーファンドの運用方針を決定し、トレーディング部に株式等の発注を指示します。
④委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。
⑤委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。
⑥運用に関する社内委員会として、運用部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。
⑦上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

**（参考）ＬＭ・グローバル債券マザーファンドの投資顧問会社の運用体制**

①運用体制

当マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

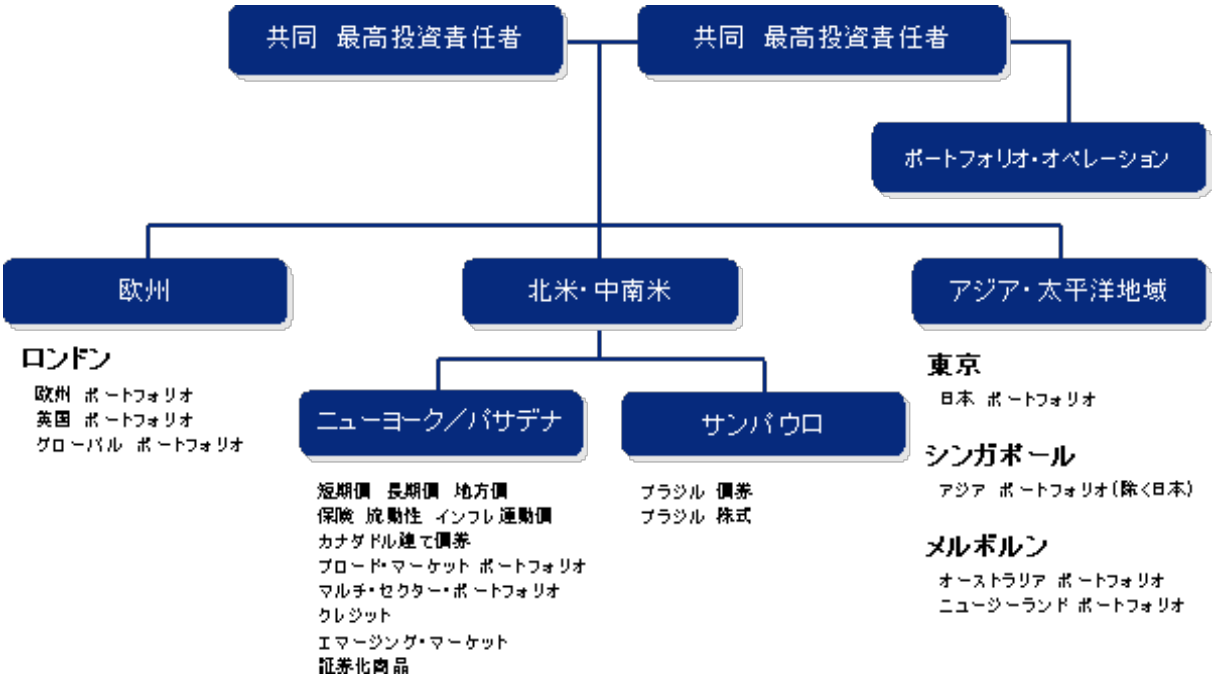


上記は、投資顧問会社２社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

②リスク管理体制

a.ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。

b.運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

**■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制**

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託及び投資助言会社から投資助言の提供を受けることが適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社及び投資助言会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社及び投資助言会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

原則として、毎決算時（原則として毎月８日、休業日の場合は翌営業日。）に、分配方針に基づき収益分配を行います。

a.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

b.収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。また、各計算期間において外国株式に係る売買益が生じたときは、利子・配当等収益に加えて、分配対象額の範囲内で外国株式に係る売買益等からも分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

c.留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

d.自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

②収益の分配方式

a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b.上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

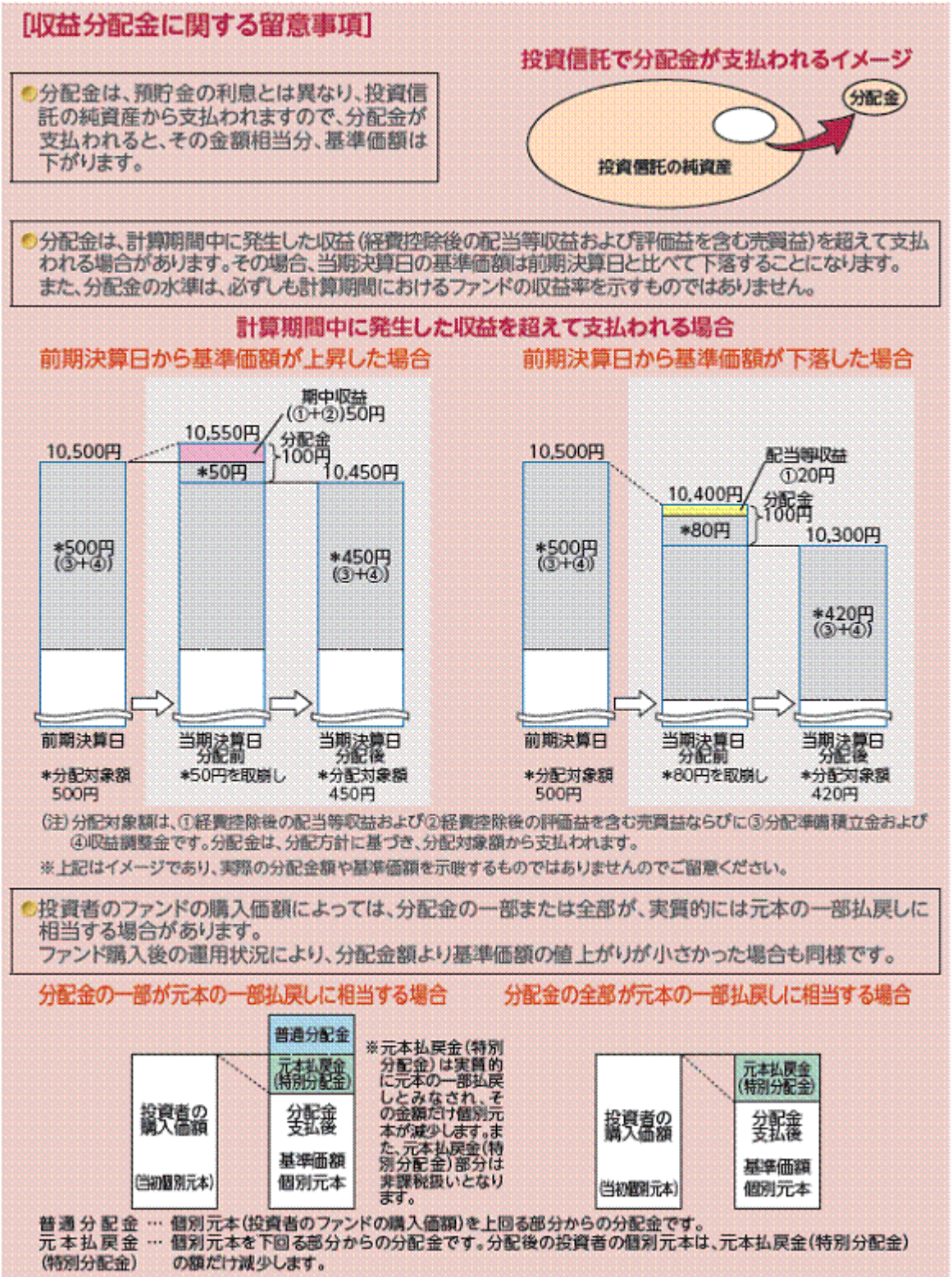


（注）普通分配金に対する課税については「４ 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

(5)【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①株式への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産の属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c.上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②投資する株式等の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

c.上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の

提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e.上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

g.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑬公社債の借入れ

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法によ

り算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

LM・グローバル債券マザーファンド

(1)投資方針

①基本方針

LM・グローバル債券マザーファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る収益を目指して運用を行います。ただし、この目標収益の達成を約束するものではありません。

②運用方法

a.投資対象

日本を除く適格国通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）を主要投資対象とします。「適格国」とは、ＯＥＣＤ加盟諸国及び非加盟国のうちＡ－またはＡ３以上の政府債務格付を有する国をいいます。

b.投資態度

(イ)「適格国」通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）を中心に分散投資を行います。投資対象証券は、原則としてＯＥＣＤ加盟国に属する企業または金融機関が発行するものはＢＢＢ－／Ｂａａ３、ＯＥＣＤ加盟国以外に属する企業または金融機関が発行するものはＡ－／Ａ３の最低格付（短期金融商品については、Ａ１／Ｐ１の格付を有することを最低条件とします。）を有するものとします。なお、本邦に属する者を発行者とし、または円建てで発行される確定利付証券には投資しません。

(ロ)ベンチマークはシティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とします。 ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマークに比し±３年の範囲内で変動させることを原則とします。ベンチマークに対するトラッキングエラー・ターゲットは２％、超過収益目標は１％とします。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

(ハ)長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

(ニ)個別銘柄の選定においては、ボトムアップ・リサーチによる調査を実施し、流動性及び発行規模といった要因も考慮しつつ、割安と判断される銘柄の発掘を行います。

(ホ)外貨建資産に対する投資比率には制限を設けません。外貨建資産については為替ヘッジ（対円）を行いません。

(ヘ)国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

(ト)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

(チ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(リ)委託会社は、運用指図に関する権限のうち次に関する権限を、次の者に委託します。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（英国）
米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（米国）
米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用

＜投資顧問会社の運用プロセス＞

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

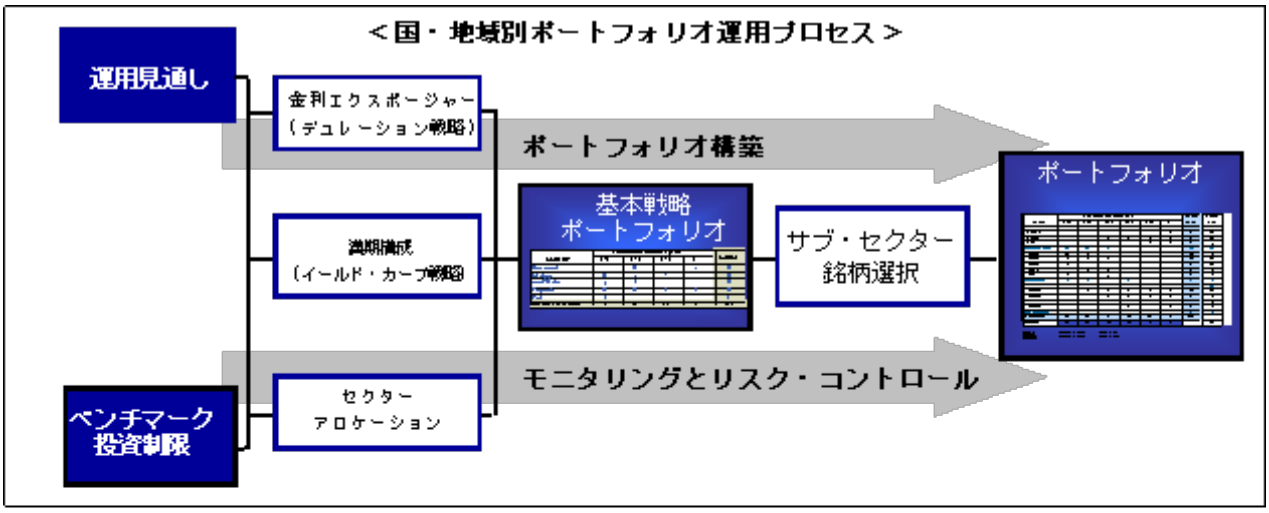


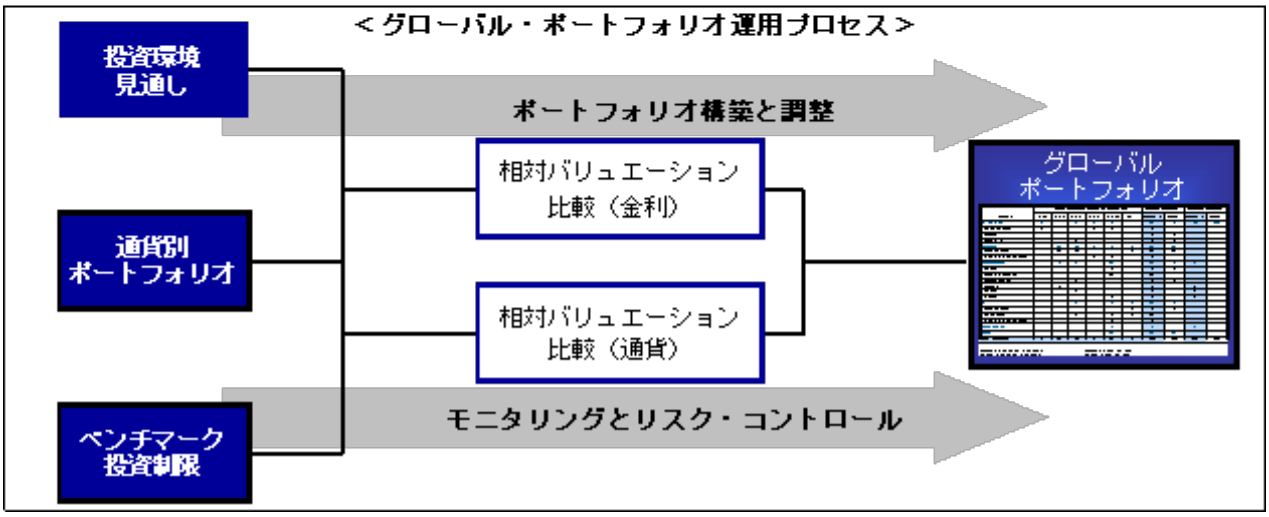


（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

＜ウエスタン・アセットの概要＞（平成25年５月末現在）

本社：米国カリフォルニア州パサデナ、1971年設立
レッグ・メイソン・インクの100％子会社
アクティブ運用に特化。チーム体制を採用し、セクターを重視する運用
ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロにも運用拠点

(2)投資対象

①当マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1.有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

2.有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

3.有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以

下同じ。）に係る権利

4.外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

5.金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

6.金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から4.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.国債証券

b.地方債証券

c.特別の法律により法人の発行する債券

d.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

e.転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

f.コマーシャル・ペーパー

g.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からf.までの証券または証書の性質を有するもの

h.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

i.外国法人が発行する譲渡性預金証書

j.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

k.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

l.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、上記e.の証券または証書及びg.の証券または証書のうち上記e.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記a.からd.までの証券及びg.の証券のうちa.からd.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、当マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

ＬＭ・グローバル債券マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定され

た投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①株式への投資制限

a.株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10％以内とします。株式への投資は転換社債を転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使した場合に限ることを原則とします。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②投資する株式の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、特に制限を設けません。

⑤先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するも

のとします。

e.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資は、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

## ＬＭ・グローバル株式マザーファンド

(1)投資方針

①基本方針

ＬＭ・グローバル株式マザーファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

(イ)主として、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

(ロ)ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありませ

ん。

(ハ)ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

(ニ)ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

(ホ)株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

(ヘ)外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(ト)国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

(チ)異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

(リ)金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(ヌ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ル)委託会社は、バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資助言を受けて運用を行います。

＜投資助言会社の運用プロセス＞

ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

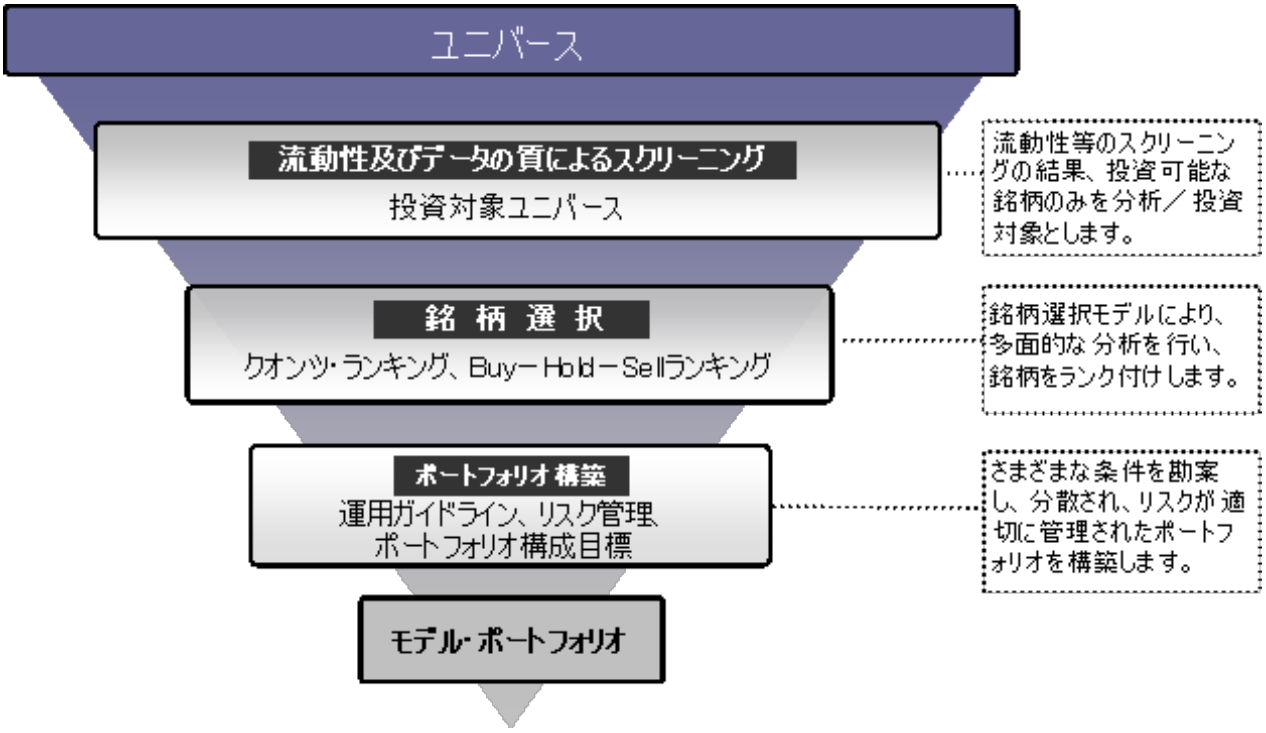


（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

＜バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの概要＞
（平成25年５月末現在）
本社：米国マサチューセッツ州ボストン、1969年設立
レッグ・メイソン・インクの100％子会社
経験豊富なグローバル株式運用スペシャリスト
1978年からグローバル（米国外）株式の運用開始
独自開発の定量モデルによるクオンツ運用のパイオニア
米国株式、グローバル株式、新興国株式、マーケット・ニュートラル等の多様な運用商品を提供

(2)投資対象
①当マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
(イ)有価証券
(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
1.有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2.有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3.有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4.外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5.有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6.有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7.有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8.有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9.金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
10.金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。）
(ハ)金銭債権
(ニ)約束手形
b.次に掲げる特定資産以外の資産
(イ)為替手形
②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
a.株券または新株引受権証書
b.国債証券
c.地方債証券
d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
i.特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
j.コマーシャル・ペーパー
k.外国法人に対する権利で上記j.の権利の性質を有するもの
l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
n.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
q.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
t.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、当マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

ＬＭ・グローバル株式マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①株式への投資制限
a.株式への投資割合には、制限を設けません。
b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資する株式等の範囲
a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引

法第２条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

a.委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第13条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第13条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第13条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑬の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済

するための指図をするものとします。

⑬有価証券の借入れ

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。

b.上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

## ３【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

②株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

③金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

⑤外国に投資するリスク（カントリーリスク）
外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑥期限前償還リスク
組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

⑦デリバティブ活用のリスク
当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

②当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

③当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

④当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。
モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。
（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

## ４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。
※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分は、以下の通りです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 0.5985%（税抜0.57%） | 0.5880%（税抜0.56%） | 0.0735%（税抜0.07%） |

投資顧問会社及び投資助言会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。
（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

a.当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料＊
b.先物取引・オプション取引等に要する費用
c.外貨建資産の保管等に要する費用
d.借入金の利息
e.信託財産に関する租税
f.受託会社の立替えた立替金の利息
g.信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

＊当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

②上記①のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

③上記①のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

a.組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

b.先物取引・オプション取引等に要する費用

c.外貨建資産の保管等に要する費用

d.信託財産に関する租税

e.受託会社の立替えた立替金の利息

f.信託事務等に要する諸費用

⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

a.収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

b.一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）※が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

※解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

| 期間 | 税率 |
|---|---|
| 平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%、地方税３%） |
| 平成26年１月１日から<br>平成49年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） |
| 平成50年１月１日以降 | 20%（所得税15%、地方税５%） |

c.少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、平成26年１月１日以降の非課税制度です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

| 期間 | 税率 |
|---|---|
| 平成25年12月31日まで | ７.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%） |
| 平成26年１月１日から<br>平成49年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年１月１日以降 | 15%（所得税15%） |

③配当控除・益金不算入制度

配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注１）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜受益者が収益分配金を受取る際＞

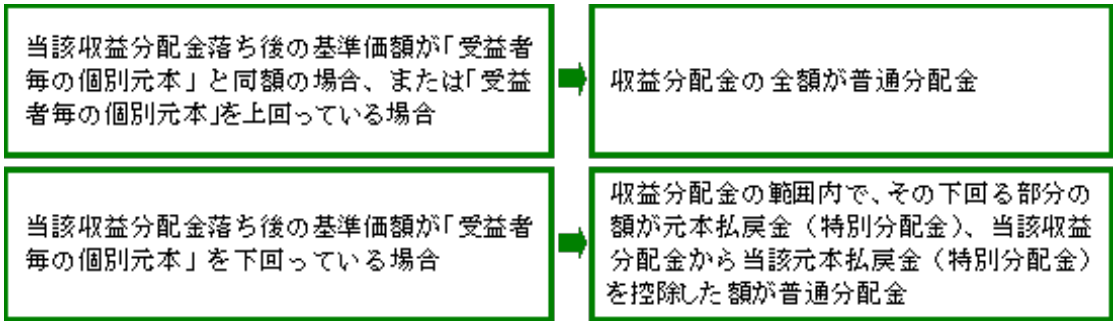


（注２）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は、平成25年５月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

**LM・グローバル・プラス（毎月分配型）**

平成25年5月末現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 94,356,269,148 | 99.95 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 42,255,369 | 0.05 |
| 合計(純資産総額) | | 94,398,524,517 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

＜参考情報＞

**LM・グローバル債券マザーファンド**

平成25年5月末現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | アメリカ | 34,526,599,085 | 39.14 |
| | カナダ | 5,655,346,121 | 6.41 |
| | ドイツ | 7,333,314,979 | 8.31 |
| | イタリア | 14,028,648,345 | 15.90 |
| | フランス | 6,752,496,312 | 7.65 |
| | イギリス | 4,936,101,857 | 5.59 |
| | オランダ | 2,166,518,355 | 2.46 |
| | ベルギー | 3,332,849,561 | 3.78 |
| | スウェーデン | 665,413,518 | 0.75 |
| | メキシコ | 3,377,941,027 | 3.83 |
| | 小計 | 82,775,229,160 | 93.82 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 5,455,790,581 | 6.18 |
| 合計(純資産総額) | | 88,231,019,741 | 100.00 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 資産の名称 | 取引所 | 買建／売建 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 債券先物 | US 5YR 1306 | CBOT | 売建 | 747,467,250 | △0.85 |
| | US 5YR 1309 | CBOT | 売建 | 4,974,018,285 | △5.64 |
| | US 10YR 1306 | CBOT | 売建 | 3,313,804,801 | △3.76 |
| | US 10YR 1309 | CBOT | 売建 | 8,790,925,040 | △9.96 |
| | US 20YR 1306 | CBOT | 売建 | 1,446,013,970 | △1.64 |
| | EB 5YR 1306 | EUX | 買建 | 15,090,090,499 | 17.10 |
| | EB 10YR 1306 | EUX | 売建 | 13,599,059,943 | △15.41 |
| | AU 10YR 1306 | SFE | 買建 | 871,344,816 | 0.99 |
| | UK 10YR 1309 | LIFFE | 買建 | 2,993,197,846 | 3.39 |

**LM・グローバル株式マザーファンド**

平成25年5月末現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | アメリカ | 17,372,154,225 | 53.56 |
| | カナダ | 1,363,496,477 | 4.20 |
| | ドイツ | 1,880,763,771 | 5.80 |
| | フランス | 830,379,025 | 2.56 |
| | オーストラリア | 628,216,924 | 1.94 |
| | イギリス | 3,237,473,207 | 9.99 |
| | スイス | 1,024,481,245 | 3.16 |
| | バミューダ | 348,798,520 | 1.08 |
| | 香港 | 587,363,473 | 1.81 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | シンガポール | 163,630,080 | 0.50 |
| | オランダ | 599,975,009 | 1.85 |
| | スペイン | 711,411,699 | 2.19 |
| | ベルギー | 73,955,530 | 0.23 |
| | スウェーデン | 368,076,175 | 1.13 |
| | ノルウェー | 455,142,740 | 1.40 |
| | オーストリア | 139,059,590 | 0.43 |
| | フィンランド | 71,392,277 | 0.22 |
| | デンマーク | 202,334,895 | 0.62 |
| | アイルランド | 637,303,792 | 1.96 |
| | ケイマン諸島 | 79,255,756 | 0.24 |
| | ジャージー | 561,832,148 | 1.73 |
| | 小計 | 31,336,496,558 | 96.60 |
| 投資証券 | オーストラリア | 71,101,371 | 0.22 |
| | 小計 | 71,101,371 | 0.22 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1,030,384,335 | 3.18 |
| 合計(純資産総額) | | 32,437,982,264 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

①【投資有価証券の主要銘柄】

a．上位30銘柄

平成25年5月末現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 券面総額 | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託受益証券 | LM・グローバル債券マザーファンド | 30,255,223,403 | 2.0538 | 62,138,177,826 | 2.0574 | 62,247,096,629 | 65.94 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | LM・グローバル株式マザーファンド | 18,551,636,538 | 1.6722 | 31,022,046,619 | 1.7308 | 32,109,172,519 | 34.01 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b．種類別及び業種別投資比率

平成25年5月末現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.95 |
| 合計 | 99.95 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

LM・グローバル債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a．上位30銘柄

平成25年5月末現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量(券面総額) | 帳簿価額単価(円)<br>帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円)<br>評価額金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY NOTE | 156,095,000.00 | 11,401.32<br>17,796,899,883 | 11,228.60<br>17,527,296,662 | 3.125000 | 2019/5/15 | 19.87 |
| 2 | ドイツ | 国債証券 | BUNDES REPUBLIC DE | 39,910,000.00 | 15,436.22<br>6,160,596,014 | 15,274.89<br>6,096,211,727 | 4.250000 | 2017/7/4 | 6.91 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 37,850,000.00 | 15,284.89<br>5,785,334,255 | 14,880.96<br>5,632,446,947 | 6.250000 | 2030/5/15 | 6.38 |
| 4 | イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI | 35,670,000.00 | 13,347.62<br>4,761,096,781 | 13,545.82<br>4,831,796,119 | 3.000000 | 2015/11/1 | 5.48 |
| 5 | フランス | 国債証券 | FRANCE O.A.T. | 32,040,000.00 | 14,603.61<br>4,678,998,989 | 14,750.48<br>4,726,056,611 | 3.250000 | 2021/10/25 | 5.36 |
| 6 | イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI | 33,930,000.00 | 13,017.62<br>4,416,880,612 | 13,584.49<br>4,609,217,538 | 5.000000 | 2040/9/1 | 5.22 |
| 7 | イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI | 31,220,000.00 | 14,061.65<br>4,390,049,502 | 14,694.53<br>4,587,634,688 | 5.500000 | 2022/11/1 | 5.20 |
| 8 | イギリス | 国債証券 | UK TREASURY | 23,100,000.00 | 18,155.50<br>4,193,922,537 | 18,309.41<br>4,229,474,809 | 4.250000 | 2040/12/7 | 4.79 |
| 9 | ベルギー | 国債証券 | BELGIUM GOVT | 22,030,000.00 | 15,092.39<br>3,324,855,094 | 15,128.68<br>3,332,849,561 | 3.750000 | 2020/9/28 | 3.78 |
| 10 | メキシコ | 国債証券 | MEXICAN BONOS DESARR FIX | 284,540,000.00 | 944.05<br>2,686,224,055 | 927.11<br>2,638,013,817 | 8.000000 | 2020/6/11 | 2.99 |
| 11 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY NOTE | 22,540,000.00 | 11,753.08<br>2,649,145,265 | 11,570.48<br>2,607,987,623 | 3.625000 | 2020/2/15 | 2.96 |
| 12 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 22,650,000.00 | 11,775.61<br>2,667,176,348 | 11,390.65<br>2,579,983,286 | 3.875000 | 2040/8/15 | 2.92 |
| 13 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY NOTE | 22,340,000.00 | 11,019.51<br>2,461,759,382 | 10,847.20<br>2,423,266,131 | 2.625000 | 2020/11/15 | 2.75 |
| 14 | カナダ | 国債証券 | CANADIAN GOVT | 19,130,000.00 | 11,250.18<br>2,152,160,166 | 11,106.56<br>2,124,685,142 | 4.250000 | 2018/6/1 | 2.41 |
| 15 | フランス | 国債証券 | FRANCE O.A.T. | 10,580,000.00 | 16,416.61<br>1,736,877,947 | 16,588.42<br>1,755,055,648 | 4.500000 | 2041/4/25 | 1.99 |
| 16 | カナダ | 国債証券 | CANADIAN GOVT | 17,110,000.00 | 9,868.60<br>1,688,519,091 | 9,817.00<br>1,679,688,700 | 3.500000 | 2013/6/1 | 1.90 |
| 17 | カナダ | 国債証券 | CANADIAN GOVT | 15,330,000.00 | 9,836.14<br>1,507,880,744 | 9,835.16<br>1,507,730,250 | 1.500000 | 2013/11/1 | 1.71 |
| 18 | ドイツ | 国債証券 | BUNDES REPUBLIC DE | 6,320,000.00 | 19,830.68<br>1,253,299,284 | 19,574.41<br>1,237,103,252 | 4.750000 | 2040/7/4 | 1.40 |
| 19 | オランダ | 国債証券 | NETHERLANDS GOVT | 7,210,000.00 | 16,567.44<br>1,194,512,859 | 16,512.68<br>1,190,564,418 | 3.750000 | 2042/1/15 | 1.35 |
| 20 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 12,270,000.00 | 9,423.57<br>1,156,272,434 | 9,108.57<br>1,117,621,717 | 2.750000 | 2042/11/15 | 1.27 |
| 21 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 7,490,000.00 | 13,518.59<br>1,012,542,881 | 13,085.02<br>980,068,333 | 4.750000 | 2041/2/15 | 1.11 |
| 22 | オランダ | 国債証券 | NETHERLANDS GOVT | 4,890,000.00 | 19,988.24<br>977,425,186 | 19,958.15<br>975,953,937 | 7.500000 | 2023/1/15 | 1.11 |
| 23 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 8,100,000.00 | 11,072.09<br>896,839,761 | 10,711.24<br>867,610,988 | 3.500000 | 2039/2/15 | 0.98 |
| 24 | メキシコ | 国債証券 | MEXICAN BONOS DESARR FIX | 86,510,000.00 | 856.07<br>740,591,591 | 855.30<br>739,927,210 | 6.500000 | 2022/6/9 | 0.84 |
| 25 | イギリス | 国債証券 | UK TREASURY | 3,570,000.00 | 19,890.68<br>710,097,511 | 19,793.47<br>706,627,048 | 5.000000 | 2025/3/7 | 0.80 |
| 26 | スウェーデン | 国債証券 | SWEDEN GOVT | 41,000,000.00 | 1,644.75<br>674,347,828 | 1,622.95<br>665,413,518 | 6.750000 | 2014/5/5 | 0.75 |
| 27 | アメリカ | 国債証券 | US T STRIP PRINC | 11,970,000.00 | 4,096.59<br>490,362,550 | 3,937.72<br>471,345,471 | － | 2040/11/15 | 0.53 |
| 28 | カナダ | 国債証券 | CANADA GOVT INFL INDEX | 1,610,000.00 | 16,400.28<br>350,273,526 | 15,853.66<br>343,242,029 | 4.000000 | 2031/12/1 | 0.39 |
| 29 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY NOTE | 3,110,000.00 | 10,309.23<br>320,617,059 | 10,256.33<br>318,971,927 | 1.000000 | 2016/9/30 | 0.36 |
| 30 | フランス | 国債証券 | FRANCE O.A.T. | 1,770,000.00 | 15,261.56<br>270,129,786 | 15,332.43<br>271,384,053 | 4.000000 | 2055/4/25 | 0.31 |

（注1）変動利付債券は平成25年5月末現在の利率です。
（注2）平成25年5月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
（注3）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

### b．種類別及び業種別投資比率

平成25年5月末現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 国債証券 | 93.82 |
| 合計 | 93.82 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

### ②投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③その他投資資産の主要なもの

平成25年5月末現在

| 種類 | 国名 | 取引所 | 銘柄名 | 売買区分 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額単価 | 帳簿価額 | 評価額単価 | 評価額金額 | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券先物 | アメリカ | CBOT | US 5YR 1306 | 売建 | 60 | ドル | 123.50 | 7,409,805.00 | 123.13 | 7,387,500.00 | 747,467,250 | △0.85 |
| | アメリカ | CBOT | US 5YR 1309 | 売建 | 401 | ドル | 122.57 | 49,150,994.13 | 122.59 | 49,160,093.75 | 4,974,018,285 | △5.64 |
| | アメリカ | CBOT | US 10YR 1306 | 売建 | 251 | ドル | 131.32 | 32,961,966.22 | 130.48 | 32,751,579.38 | 3,313,804,801 | △3.76 |
| | アメリカ | CBOT | US 10YR 1309 | 売建 | 671 | ドル | 130.06 | 87,273,320.09 | 129.48 | 86,884,018.98 | 8,790,925,040 | △9.96 |
| | アメリカ | CBOT | US 20YR 1306 | 売建 | 101 | ドル | 148.22 | 14,969,765.50 | 141.50 | 14,291,500.00 | 1,446,013,970 | △1.64 |
| | ドイツ | EUX | EB 5YR 1306 | 買建 | 908 | ユーロ | 126.09 | 114,493,528.20 | 125.94 | 114,353,520.00 | 15,090,090,499 | 17.10 |
| | ドイツ | EUX | EB 10YR 1306 | 売建 | 717 | ユーロ | 143.40 | 102,814,566.95 | 143.73 | 103,054,410.00 | 13,599,059,943 | △15.41 |
| | オーストラリア | SFE | AU 10YR 1306 | 買建 | 73 | オーストラリアドル | 123.80 | 9,037,678.13 | 121.89 | 8,897,629.09 | 871,344,816 | 0.99 |
| | イギリス | LIFFE | UK 10YR 1309 | 買建 | 167 | ポンド | 116.50 | 19,455,150.46 | 116.34 | 19,428,780.00 | 2,993,197,846 | 3.39 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注2）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
（注3）評価額は、平成25年5月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## LM・グローバル株式マザーファンド

### ①投資有価証券の主要銘柄

#### a．上位30銘柄

平成25年5月末現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量(株式数) | 帳簿価額単価(円)<br>帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円)<br>評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL CORPORATION | エネルギー | 61,400 | 9,060.66<br>556,325,076 | 9,317.66<br>572,104,704 | 1.76 |
| 2 | アメリカ | 株式 | APPLE INC | 情報技術 | 11,800 | 44,660.85<br>526,998,053 | 45,690.86<br>539,152,199 | 1.66 |
| 3 | アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 生活必需品 | 60,900 | 7,707.89<br>469,410,647 | 8,002.32<br>487,341,665 | 1.50 |
| 4 | アメリカ | 株式 | CVS CAREMARK CORP | 生活必需品 | 67,200 | 5,172.32<br>347,580,011 | 5,948.37<br>399,730,611 | 1.23 |
| 5 | イギリス | 株式 | NEXT PLC | 一般消費財・サービス | 51,761 | 6,468.97<br>334,840,842 | 7,177.65<br>371,522,621 | 1.15 |
| 6 | スイス | 株式 | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | ヘルスケア | 14,293 | 22,773.22<br>325,497,762 | 25,711.36<br>367,492,582 | 1.13 |
| 7 | アメリカ | 株式 | FIFTH THIRD BANCORP | 金融 | 193,500 | 1,602.69<br>310,120,747 | 1,874.86<br>362,786,454 | 1.12 |
| 8 | アメリカ | 株式 | BOEING CO/THE | 資本財・サービス | 35,500 | 7,780.74<br>276,216,341 | 10,172.63<br>361,128,620 | 1.11 |
| 9 | フランス | 株式 | CAP GEMINI | 情報技術 | 71,372 | 4,973.57<br>354,973,809 | 5,047.46<br>360,248,028 | 1.11 |
| 10 | アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 金融 | 64,000 | 4,949.72<br>316,782,438 | 5,627.63<br>360,168,422 | 1.11 |
| 11 | イギリス | 株式 | ABERDEEN ASSET MGMT PLC | 金融 | 484,508 | 660.91<br>320,219,767 | 723.92<br>350,748,878 | 1.08 |
| 12 | アメリカ | 株式 | COSTCO WHOLESALE CORP | 生活必需品 | 30,700 | 10,248.52<br>314,629,631 | 11,320.01<br>347,524,564 | 1.07 |
| 13 | イギリス | 株式 | ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | エネルギー | 96,399 | 3,322.75<br>320,310,047 | 3,421.72<br>329,850,656 | 1.02 |
| 14 | アメリカ | 株式 | RAYTHEON COMPANY | 資本財・サービス | 48,200 | 5,521.39<br>266,131,123 | 6,812.44<br>328,360,061 | 1.01 |
| 15 | アメリカ | 株式 | CISCO SYSTEMS INC | 情報技術 | 129,000 | 2,109.60<br>272,138,787 | 2,465.75<br>318,082,601 | 0.98 |
| 16 | イギリス | 株式 | EASYJET PLC | 資本財・サービス | 161,753 | 1,535.97<br>248,449,081 | 1,955.02<br>316,230,576 | 0.97 |
| 17 | フランス | 株式 | CREDIT AGRICOLE SA | 金融 | 323,684 | 959.34<br>310,525,986 | 974.39<br>315,395,306 | 0.97 |
| 18 | アメリカ | 株式 | TIME WARNER CABLE | 一般消費財・サービス | 30,900 | 8,740.94<br>270,095,052 | 9,803.33<br>302,922,903 | 0.93 |
| 19 | アメリカ | 株式 | DIRECTV | 一般消費財・サービス | 47,400 | 4,873.84<br>231,020,044 | 6,384.45<br>302,623,309 | 0.93 |
| 20 | スペイン | 株式 | REPSOL SA | エネルギー | 126,162 | 2,294.78<br>289,514,589 | 2,385.17<br>300,918,700 | 0.93 |
| 21 | アメリカ | 株式 | UNITEDHEALTH GROUP INC | ヘルスケア | 45,800 | 5,408.07<br>247,689,651 | 6,542.29<br>299,637,285 | 0.92 |
| 22 | アメリカ | 株式 | AT&T INC | 電気通信サービス | 83,200 | 3,829.66<br>318,627,961 | 3,591.89<br>298,845,248 | 0.92 |
| 23 | アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP | 情報技術 | 84,300 | 2,812.80<br>237,119,377 | 3,544.33<br>298,787,474 | 0.92 |
| 24 | アメリカ | 株式 | MERCK & CO. INC. | ヘルスケア | 61,700 | 4,323.42<br>266,755,100 | 4,762.54<br>293,848,878 | 0.91 |
| 25 | ドイツ | 株式 | BASF SE | 素材 | 29,144 | 9,571.05<br>278,938,937 | 9,897.00<br>288,438,168 | 0.89 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | ジャージー | 株式 | WPP PLC | 一般消費財・サービス | 159,930 | 1,623.79<br>259,693,118 | 1,794.79<br>287,042,204 | 0.88 |
| 27 | アメリカ | 株式 | MONSANTO COMPANY | 素材 | 26,500 | 10,222.21<br>270,888,708 | 10,620.86<br>281,452,911 | 0.87 |
| 28 | ジャージー | 株式 | SHIRE PLC | ヘルスケア | 82,424 | 3,181.33<br>262,218,685 | 3,333.85<br>274,789,944 | 0.85 |
| 29 | アメリカ | 株式 | BROCADE COMMUNICATIONS SYS | 情報技術 | 501,000 | 567.61<br>284,377,519 | 547.38<br>274,239,283 | 0.85 |
| 30 | アメリカ | 株式 | WELLS FARGO & CO | 金融 | 62,000 | 3,549.39<br>220,062,452 | 4,173.67<br>258,767,850 | 0.80 |

（注1）平成25年5月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b．種類別及び業種別投資比率

平成25年5月末現在

| 種類 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 株式 | エネルギー | 9.90 |
| | 素材 | 6.41 |
| | 資本財・サービス | 9.83 |
| | 一般消費財・サービス | 12.71 |
| | 生活必需品 | 11.12 |
| | ヘルスケア | 10.98 |
| | 金融 | 18.64 |
| | 情報技術 | 13.23 |
| | 電気通信サービス | 1.73 |
| | 公益事業 | 2.05 |
| | 小計 | 96.60 |
| 投資証券 | ― | 0.22 |
| | 小計 | 0.22 |
| 合計 | | 96.82 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②投資不動産物件
該当事項はありません。
③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】

| 期間末 | 純資産総額(円)<br>(分配落) | 純資産総額(円)<br>(分配付) | 基準価額<br>(円)<br>(分配落) | 基準価額<br>(円)<br>(分配付) |
|---|---|---|---|---|
| 第 1特定期間　(平成16年 5月10日) | 34,968,606,592 | 35,407,049,793 | 10,173 | 10,483 |
| 第 2特定期間　(平成16年11月 8日) | 33,996,122,096 | 34,849,538,445 | 10,233 | 10,483 |
| 第 3特定期間　(平成17年 5月 9日) | 53,286,801,086 | 54,408,412,022 | 10,170 | 10,445 |
| 第 4特定期間　(平成17年11月 8日) | 127,896,320,581 | 131,117,160,987 | 10,655 | 11,030 |
| 第 5特定期間　(平成18年 5月 8日) | 178,600,908,550 | 186,681,401,729 | 10,323 | 10,863 |
| 第 6特定期間　(平成18年11月 8日) | 240,358,417,781 | 249,984,437,679 | 10,748 | 11,208 |
| 第 7特定期間　(平成19年 5月 8日) | 318,632,267,391 | 333,862,056,456 | 11,111 | 11,681 |
| 第 8特定期間　(平成19年11月 8日) | 346,345,628,048 | 356,123,265,395 | 10,679 | 10,989 |
| 第 9特定期間　(平成20年 5月 8日) | 300,486,293,661 | 308,437,394,899 | 9,568 | 9,818 |
| 第10特定期間　(平成20年11月10日) | 207,375,762,912 | 211,044,207,501 | 7,082 | 7,202 |
| 第11特定期間　(平成21年 5月 8日) | 195,133,794,264 | 203,990,077,700 | 6,882 | 7,192 |
| 第12特定期間　(平成21年11月 9日) | 190,690,132,596 | 197,163,252,862 | 6,875 | 7,105 |
| 第13特定期間　(平成22年 5月10日) | 170,534,959,508 | 175,864,406,871 | 6,598 | 6,798 |
| 第14特定期間　(平成22年11月 8日) | 149,489,380,098 | 153,404,011,319 | 6,372 | 6,532 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第15特定期間　（平成23年 5月 9日） | 131,662,755,820 | 134,739,084,604 | 6,299 | 6,439 |
| 第16特定期間　（平成23年11月 8日） | 105,759,774,868 | 108,065,176,287 | 5,865 | 5,985 |
| 第17特定期間　（平成24年 5月 8日） | 94,212,717,820 | 96,179,541,898 | 6,063 | 6,183 |
| 第18特定期間　（平成24年11月 8日） | 83,120,655,618 | 84,853,636,129 | 6,099 | 6,219 |
| 第19特定期間　（平成25年 5月 8日） | 95,663,390,673 | 97,182,436,329 | 7,984 | 8,104 |
| 平成24年 5月末 | 88,429,280,529 | － | 5,775 | － |
| 6月末 | 87,474,688,874 | － | 5,830 | － |
| 7月末 | 86,200,493,139 | － | 5,864 | － |
| 8月末 | 85,783,931,036 | － | 5,967 | － |
| 9月末 | 84,457,159,733 | － | 6,020 | － |
| 10月末 | 84,053,429,443 | － | 6,130 | － |
| 11月末 | 85,132,208,668 | － | 6,361 | － |
| 12月末 | 88,536,810,995 | － | 6,755 | － |
| 平成25年 1月末 | 93,139,982,078 | － | 7,224 | － |
| 2月末 | 91,210,750,621 | － | 7,243 | － |
| 3月末 | 91,256,295,776 | － | 7,402 | － |
| 4月末 | 94,752,716,142 | － | 7,880 | － |
| 5月末 | 94,398,524,517 | － | 8,084 | － |

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。
（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

| 期間 | 分配金（円） |
|---|---|
| 第 1特定期間　（自 平成15年12月 8日 至 平成16年 5月10日） | 310 |
| 第 2特定期間　（自 平成16年 5月11日 至 平成16年11月 8日） | 250 |
| 第 3特定期間　（自 平成16年11月 9日 至 平成17年 5月 9日） | 275 |
| 第 4特定期間　（自 平成17年 5月10日 至 平成17年11月 8日） | 375 |
| 第 5特定期間　（自 平成17年11月 9日 至 平成18年 5月 8日） | 540 |
| 第 6特定期間　（自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 8日） | 460 |
| 第 7特定期間　（自 平成18年11月 9日 至 平成19年 5月 8日） | 570 |
| 第 8特定期間　（自 平成19年 5月 9日 至 平成19年11月 8日） | 310 |
| 第 9特定期間　（自 平成19年11月 9日 至 平成20年 5月 8日） | 250 |
| 第10特定期間　（自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日） | 120 |
| 第11特定期間　（自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日） | 310 |
| 第12特定期間　（自 平成21年 5月 9日 至 平成21年11月 9日） | 230 |
| 第13特定期間　（自 平成21年11月10日 至 平成22年 5月10日） | 200 |
| 第14特定期間　（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月 8日） | 160 |
| 第15特定期間　（自 平成22年11月 9日 至 平成23年 5月 9日） | 140 |
| 第16特定期間　（自 平成23年 5月10日 至 平成23年11月 8日） | 120 |
| 第17特定期間　（自 平成23年11月 9日 至 平成24年 5月 8日） | 120 |
| 第18特定期間　（自 平成24年 5月 9日 至 平成24年11月 8日） | 120 |
| 第19特定期間　（自 平成24年11月 9日 至 平成25年 5月 8日） | 120 |

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

③【収益率の推移】

| 期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第 1特定期間　（自 平成15年12月 8日 至 平成16年 5月10日） | 4.83 |
| 第 2特定期間　（自 平成16年 5月11日 至 平成16年11月 8日） | 3.05 |
| 第 3特定期間　（自 平成16年11月 9日 至 平成17年 5月 9日） | 2.07 |
| 第 4特定期間　（自 平成17年 5月10日 至 平成17年11月 8日） | 8.46 |
| 第 5特定期間　（自 平成17年11月 9日 至 平成18年 5月 8日） | 1.95 |
| 第 6特定期間　（自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 8日） | 8.57 |

| | | |
|---|---|---|
| 第 7特定期間 | （自 平成18年11月 9日 至 平成19年 5月 8日） | 8.68 |
| 第 8特定期間 | （自 平成19年 5月 9日 至 平成19年11月 8日） | △1.10 |
| 第 9特定期間 | （自 平成19年11月 9日 至 平成20年 5月 8日） | △8.06 |
| 第10特定期間 | （自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日） | △24.73 |
| 第11特定期間 | （自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日） | 1.55 |
| 第12特定期間 | （自 平成21年 5月 9日 至 平成21年11月 9日） | 3.24 |
| 第13特定期間 | （自 平成21年11月10日 至 平成22年 5月10日） | △1.12 |
| 第14特定期間 | （自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月 8日） | △1.00 |
| 第15特定期間 | （自 平成22年11月 9日 至 平成23年 5月 9日） | 1.05 |
| 第16特定期間 | （自 平成23年 5月10日 至 平成23年11月 8日） | △4.98 |
| 第17特定期間 | （自 平成23年11月 9日 至 平成24年 5月 8日） | 5.42 |
| 第18特定期間 | （自 平成24年 5月 9日 至 平成24年11月 8日） | 2.57 |
| 第19特定期間 | （自 平成24年11月 9日 至 平成25年 5月 8日） | 32.87 |

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

| 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第 1特定期間 | 34,957,607,067 | 583,488,766 |
| 第 2特定期間 | 6,176,911,967 | 7,328,505,523 |
| 第 3特定期間 | 23,441,258,618 | 4,265,953,516 |
| 第 4特定期間 | 74,481,188,764 | 6,844,048,556 |
| 第 5特定期間 | 69,225,745,425 | 16,246,140,944 |
| 第 6特定期間 | 64,789,598,214 | 14,181,241,647 |
| 第 7特定期間 | 80,339,070,811 | 17,186,558,594 |
| 第 8特定期間 | 54,899,501,098 | 17,359,889,447 |
| 第 9特定期間 | 12,414,782,001 | 22,684,436,074 |
| 第10特定期間 | 5,797,634,687 | 27,006,007,142 |
| 第11特定期間 | 1,853,557,139 | 11,145,611,830 |
| 第12特定期間 | 3,886,998,711 | 10,056,305,413 |
| 第13特定期間 | 1,534,068,210 | 20,462,118,847 |
| 第14特定期間 | 747,558,607 | 24,598,698,126 |
| 第15特定期間 | 626,102,248 | 26,208,348,225 |
| 第16特定期間 | 391,313,735 | 29,075,179,631 |
| 第17特定期間 | 335,029,826 | 25,267,895,244 |
| 第18特定期間 | 270,116,622 | 19,370,817,048 |
| 第19特定期間 | 375,116,602 | 16,855,620,382 |

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

＜参考情報＞

## 基準価額・純資産の推移

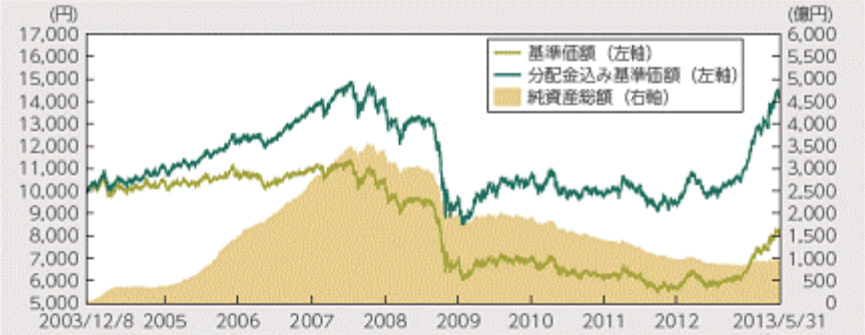


※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

## 基準価額・純資産総額

| 基準価額 | 純資産総額 |
|---|---|
| 8,084円 | 944億円 |

## 分配の推移

| | |
|---|---|
| 2013年1月 | 20円 |
| 2013年2月 | 20円 |
| 2013年3月 | 20円 |
| 2013年4月 | 20円 |
| 2013年5月 | 20円 |
| 直近1年間累計 | 240円 |
| 設定来累計 | 4,980円 |

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

※下記比率は各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### ■LM・グローバル・プラス(毎月分配型)

■資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| LM・グローバル債券マザーファンド受益証券 | 日本 | 65.94 |
| LM・グローバル株式マザーファンド受益証券 | 日本 | 34.01 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.05 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

### ■LM・グローバル債券マザーファンド

■国・地域別構成

| 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|
| アメリカ | 39.14 |
| イタリア | 15.90 |
| ドイツ | 8.31 |
| フランス | 7.65 |
| その他 | 22.82 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | 6.18 |
| 合計(純資産総額) | 100.00 |

| その他投資資産 | 比率(%) |
|---|---|
| 先物等 | △15.78 |

■主要投資銘柄

| 国 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 国債証券 | US TREASURY NOTE | 3.125 | 2019年５月15日 | 19.87 |
| ドイツ | 国債証券 | BUNDES REPUBLIC DE | 4.250 | 2017年７月４日 | 6.91 |
| アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 6.250 | 2030年５月15日 | 6.38 |
| イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI | 3.000 | 2015年11月１日 | 5.48 |
| フランス | 国債証券 | FRANCE O.A.T. | 3.250 | 2021年10月25日 | 5.36 |
| イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI | 5.000 | 2040年９月１日 | 5.22 |
| イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI | 5.500 | 2022年11月１日 | 5.20 |
| イギリス | 国債証券 | UK TREASURY | 4.250 | 2040年12月７日 | 4.79 |
| ベルギー | 国債証券 | BELGIUM GOVT | 3.750 | 2020年９月28日 | 3.78 |
| メキシコ | 国債証券 | MEXICAN BONOS DESARR FIX | 8.000 | 2020年６月11日 | 2.99 |

### ■LM・グローバル株式マザーファンド

■国・地域別構成

| 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|
| アメリカ | 53.56 |
| イギリス | 9.99 |
| ドイツ | 5.80 |
| カナダ | 4.20 |
| スイス | 3.16 |
| フランス | 2.56 |
| スペイン | 2.19 |
| その他 | 15.36 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | 3.18 |
| 合計(純資産総額) | 100.00 |

■主要投資銘柄

| 国 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL CORPORATION | エネルギー | 1.76 |
| アメリカ | 株式 | APPLE INC | 情報技術 | 1.66 |
| アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 生活必需品 | 1.50 |
| アメリカ | 株式 | CVS CAREMARK CORP | 生活必需品 | 1.23 |
| イギリス | 株式 | NEXT PLC | 一般消費財・サービス | 1.15 |
| スイス | 株式 | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | ヘルスケア | 1.13 |
| アメリカ | 株式 | FIFTH THIRD BANCORP | 金融 | 1.12 |
| アメリカ | 株式 | BOEING CO/THE | 資本財・サービス | 1.11 |
| フランス | 株式 | CAP GEMINI | 情報技術 | 1.11 |
| アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 金融 | 1.11 |

## 年間収益率の推移

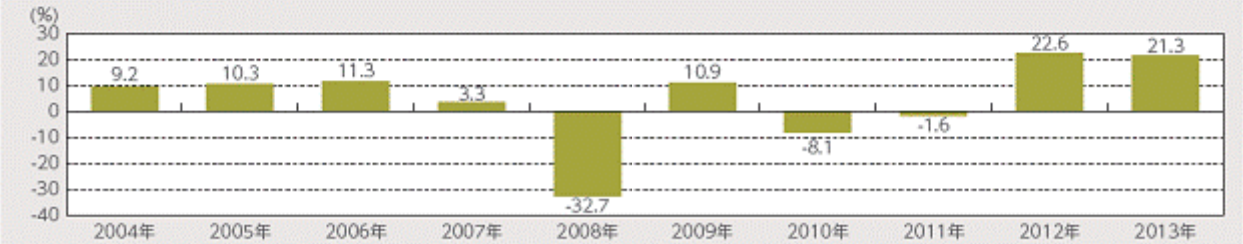


※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2013年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

# 第２【管理及び運営】

## １【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日＊1を除く、販売会社の営業日＊2に行われます。

＊1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊2 原則として、午後３時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
なお、受益権の取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の申込価額（購入価額）は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを受付けたものとして、下記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。
お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。
（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）
販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。
（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）
販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）
自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款＊に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約＊を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細に

ついては、販売会社にお問合せください。）

＊販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

(4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、１口単位で取得することができます。

(5)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6)申込手数料は、上記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金」をご覧ください。

## ２【換金（解約）手続等】

(1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日＊１を除く、販売会社の営業日＊２に行われます。

＊１　ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊２　原則として、午後３時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消すことができます。
なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2)一部解約の単位（換金単位）は、１口単位です。

※販売会社により異なる場合があります。

(3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

(4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありません。

(5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

## ３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、１万口当たりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

| | |
|---|---|
| マザーファンド受益証券 | マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。 |
| 国債証券 | 法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。 |
| 株 式・投資証券 | 原則として時価で評価します。時価評価にあたっては、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。 |
| 外貨建資産 | 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。 |
| 先物取引・オプション取引 | 法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。 |

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

a.追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b.収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金＊1は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等＊2に応じて計算されるものとします。

＊1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＊2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。
日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：プラス毎）されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき６ヵ月毎（毎年４月及び10月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって６ヵ月毎（毎年５月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限（平成15年12月８日設定）です。
ただし、下記(5)の①のa.及びb.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

①原則として、毎月９日から翌月の８日までとします。ただし、第１計算期間は、平成15年12月８日から平成16年１月８日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間

終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c.委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

d.上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e.上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。

f.委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

g.上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a.委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。

b.委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c.上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d.上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。

e.委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑧反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のd.または上記⑥のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a.受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。

b.販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間です。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

c.投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

d.投資助言会社との投資顧問契約の有効期間は、契約締結の日から、「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

⑩信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑪当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

## ４【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

a.受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.収益分配金は、毎計算期間終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して５営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または

記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

d.収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

e.受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

a.受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d.受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、１口単位（販売会社により異なる場合があります。）をもって一部解約請求を行う権利を有します。

b.一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として、５営業日目から受益者に支払われます。

c.一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

# 第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年11月9日から平成25年5月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

### LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

#### (1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 前期<br>平成24年11月8日現在 | 当期<br>平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 58,276,151 | 53,144,198 |
| 親投資信託受益証券 | 83,119,743,527 | 95,646,441,475 |
| 未収入金 | 480,000,000 | 450,000,000 |
| 未収利息 | 79 | 43 |
| 流動資産合計 | 83,658,019,757 | 96,149,585,716 |
| 資産合計 | 83,658,019,757 | 96,149,585,716 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 272,593,598 | 239,632,590 |
| 未払解約金 | 176,239,061 | 147,138,682 |
| 未払受託者報酬 | 5,113,358 | 5,753,336 |
| 未払委託者報酬 | 82,544,210 | 92,875,311 |
| その他未払費用 | 873,912 | 795,124 |
| 流動負債合計 | 537,364,139 | 486,195,043 |
| 負債合計 | 537,364,139 | 486,195,043 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 136,296,799,177 | 119,816,295,397 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △53,176,143,559 | △24,152,904,724 |
| （分配準備積立金） | ― | 21,142,655 |
| 純資産合計 | 83,120,655,618 | 95,663,390,673 |
| 負債純資産合計 | 83,658,019,757 | 96,149,585,716 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 前期<br>自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 当期<br>自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 20,732 | 27,304 |
| 有価証券売買等損益 | 2,593,810,957 | 26,326,697,948 |
| 営業収益合計 | 2,593,831,689 | 26,326,725,252 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 32,271,645 | 33,045,283 |
| 委託者報酬 | 520,956,586 | 533,445,366 |
| その他費用 | 5,350,298 | 5,527,431 |
| 営業費用合計 | 558,578,529 | 572,018,080 |
| 営業利益 | 2,035,253,160 | 25,754,707,172 |
| 経常利益 | 2,035,253,160 | 25,754,707,172 |
| 当期純利益 | 2,035,253,160 | 25,754,707,172 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △11,517,465 | 201,337,169 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △61,184,781,783 | △53,176,143,559 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 7,803,978,448 | 5,098,171,120 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 7,803,978,448 | 5,098,171,120 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 109,130,338 | 109,256,632 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 109,130,338 | 109,256,632 |
| 分配金 | 1,732,980,511 | 1,519,045,656 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △53,176,143,559 | △24,152,904,724 |

**(3)【注記表】**

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

| 項目 | 当期<br>自 平成24年11月9日 至 平成25年5月8日 |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |

**（未適用の会計基準等に関する注記）**

該当事項はありません。

**（貸借対照表に関する注記）**

| 項目 | 前期<br>平成24年11月8日現在 | 当期<br>平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| 1.特定期間の末日における受益権の総数 | 136,296,799,177口 | 119,816,295,397口 |
| 2.元本の欠損<br>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 53,176,143,559円 | 24,152,904,724円 |
| 3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | |
| 一口当たり純資産額 | 0.6099円 | 0.7984円 |
| (一万口当たり純資産額) | (6,099円) | (7,984円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 前期<br>自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 当期<br>自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。 | 同左 |
| 2.分配金の計算過程 | | |
| | 平成24年5月9日から<br>平成24年6月8日まで<br>の計算期間 | 平成24年11月 9日から<br>平成24年12月10日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 186,206,733円 | 215,171,133円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 10,445,966,066円 | 8,569,158,787円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 10,632,172,799円 | 8,784,329,920円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 152,344,295,380口 | 132,958,785,636口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 697.90円 | 660.68円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 20.00円 |
| 収益分配金金額 | 304,688,590円 | 265,917,571円 |
| | 平成24年6月9日から<br>平成24年7月9日まで<br>の計算期間 | 平成24年12月11日から<br>平成25年 1月 8日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 190,403,087円 | 196,410,924円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 10,121,671,714円 | 8,366,226,364円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 10,312,074,801円 | 8,562,637,288円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 149,307,571,173口 | 130,582,537,104口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 690.66円 | 655.72円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 20.00円 |
| 収益分配金金額 | 298,615,142円 | 261,165,074円 |
| | 平成24年7月10日から<br>平成24年8月 8日まで<br>の計算期間 | 平成25年1月9日から<br>平成25年2月8日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 164,773,517円 | 216,149,614円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 9,807,633,004円 | 8,138,569,120円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 9,972,406,521円 | 8,354,718,734円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 146,238,043,098口 | 128,018,865,635口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 681.93円 | 652.61円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 20.00円 |
| 収益分配金金額 | 292,476,086円 | 256,037,731円 |
| | 平成24年8月 9日から<br>平成24年9月10日まで<br>の計算期間 | 平成25年2月9日から<br>平成25年3月8日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 239,088,558円 | 212,202,261円 |

| | | |
|---|---|---|
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 9,445,444,605円 | 7,924,326,646円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 9,684,533,163円 | 8,136,528,907円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 142,694,651,130口 | 125,261,100,464口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 678.69円 | 649.56円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 20.00円 |
| 収益分配金金額 | 285,389,302円 | 250,522,200円 |
| | 平成24年 9月11日から平成24年10月 9日までの計算期間 | 平成25年3月9日から平成25年4月8日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 162,937,643円 | 278,161,307円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 9,195,916,899円 | 7,736,514,128円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 9,358,854,542円 | 8,014,675,435円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 139,608,896,961口 | 122,885,245,231口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 670.36円 | 652.20円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 20.00円 |
| 収益分配金金額 | 279,217,793円 | 245,770,490円 |
| | 平成24年10月10日から平成24年11月 8日までの計算期間 | 平成25年4月9日から平成25年5月8日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 192,566,340円 | 229,203,852円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 8,864,275,778円 | 7,543,368,042円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | 31,571,393円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 9,056,842,118円 | 7,804,143,287円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 136,296,799,177口 | 119,816,295,397口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 664.50円 | 651.33円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 20.00円 |
| 収益分配金金額 | 272,593,598円 | 239,632,590円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期<br>自　平成24年　5月9日<br>至　平成24年11月8日 | 当期<br>自　平成24年11月9日<br>至　平成25年　5月8日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

## Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期<br>自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 当期<br>自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | ①親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①親投資信託受益証券<br>同左<br>②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1 元本の移動

| 項目 | 前期<br>自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 当期<br>自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 155,397,499,603円 | 136,296,799,177円 |
| 期中追加設定元本額 | 270,116,622円 | 375,116,602円 |
| 期中解約元本額 | 19,370,817,048円 | 16,855,620,382円 |

2 有価証券関係
売買目的有価証券

| 種類 | 前期<br>平成24年11月8日現在 | 当期<br>平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 846,979,361 | 2,654,655,537 |
| 合計 | 846,979,361 | 2,654,655,537 |

3 デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

**(4)【附属明細表】**

**第1 有価証券明細表**

**① 株式**

**該当事項はありません。**

**② 株式以外の有価証券**

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 総口数（口） | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本円 | 親投資信託受益証券 | ＬＭ・グローバル債券マザーファンド | 30,517,966,687 | 62,665,592,795 | |
| | | ＬＭ・グローバル株式マザーファンド | 19,723,028,753 | 32,980,848,680 | |
| 合計 | | | 50,240,995,440 | 95,646,441,475 | |

**第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

**該当事項はありません。**

＜参考情報＞

当ファンドは「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」受益証券及び「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

1.「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、ＬＭ・グローバル債券マザーファンドの計算期間はＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

ＬＭ・グローバル債券マザーファンド

(1)貸借対照表

（単位：円）

| | 平成24年11月8日現在 | 平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 5,303,464,641 | 4,834,729,613 |
| コール・ローン | 1,387,533,228 | 834,193,911 |
| 国債証券 | 75,127,325,393 | 82,139,110,337 |
| 派生商品評価勘定 | 126,833,429 | 257,431,189 |
| 未収入金 | 645,603,731 | ― |
| 未収利息 | 806,493,504 | 894,048,984 |
| 前払費用 | 147,006,670 | 177,321,480 |
| 差入委託証拠金 | 707,730,970 | 1,457,862,893 |
| 流動資産合計 | 84,251,991,566 | 90,594,698,407 |
| 資産合計 | 84,251,991,566 | 90,594,698,407 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 197,809,454 | 485,423,260 |
| 未払金 | 622,113,669 | ― |
| 未払解約金 | 304,079,502 | 516,156,110 |
| 流動負債合計 | 1,124,002,625 | 1,001,579,370 |
| 負債合計 | 1,124,002,625 | 1,001,579,370 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 51,978,033,554 | 43,630,941,819 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 31,149,955,387 | 45,962,177,218 |
| 純資産合計 | 83,127,988,941 | 89,593,119,037 |
| 負債純資産合計 | 84,251,991,566 | 90,594,698,407 |

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 自 平成24年11月9日 至 平成25年5月8日 |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券<br>移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | (1)先物取引<br>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。<br><br>(2)為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成24年11月8日現在 | 平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| 1.開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 | 51,978,033,554口 | 43,630,941,819口 |
| 2.開示対象ファンドの期末における当該ファンドの | | |
| 一口当たり純資産額 | 1.5993円 | 2.0534円 |
| (一万口当たり純資産額) | (15,993円) | (20,534円) |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自　平成24年　5月9日<br>至　平成24年11月8日 | 自　平成24年11月9日<br>至　平成25年　5月8日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。<br>また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を行っております。 | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。<br>また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクの回避を目的として為替予約取引を行っております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

## Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | ①国債証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>②派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。<br>③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①国債証券<br>同左<br>②派生商品評価勘定<br>同左<br>③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動等

| 項目 | 自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 開示対象ファンドの | | |
| 期首における当該ファンドの元本額 | 58,258,846,987円 | 51,978,033,554円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 6,381,066円 | 22,654,688円 |
| 同期中における解約元本額 | 6,287,194,499円 | 8,369,746,423円 |
| 元本の内訳 | | |
| LM・世界債券ファンドVA（適格機関投資家専用） | 13,553,899,668円 | 10,488,522,913円 |
| LM・グローバル債券ファンドVA（適格機関投資家専用） | 2,996,396,554円 | 2,624,452,219円 |
| LM・グローバル・プラス（毎月分配型） | 35,427,737,332円 | 30,517,966,687円 |
| 計 | 51,978,033,554円 | 43,630,941,819円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 平成24年11月8日現在 | 平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 1,689,158,468 | 1,569,332,846 |
| 合計 | 1,689,158,468 | 1,569,332,846 |

## 3 デリバティブ取引関係

### 取引の時価等に関する事項

### 債券関連

| 区分 | 種類 | 平成24年11月8日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち1年超(円) | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 売建 | 31,448,033,317 | ― | 31,642,135,873 | △194,102,556 |
| | 買建 | 18,485,689,362 | ― | 18,608,815,893 | 123,126,531 |
| 合計 | | 49,933,722,679 | ― | 50,250,951,766 | △70,976,025 |

| 区分 | 種類 | 平成25年5月8日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち1年超(円) | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 売建 | 42,161,174,769 | ― | 42,611,182,099 | △450,007,330 |
| | 買建 | 18,920,202,021 | ― | 19,145,895,580 | 225,693,559 |
| 合計 | | 61,081,376,790 | ― | 61,757,077,679 | △224,313,771 |

（注） 時価の算定方法

外国先物取引について

1）外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2）貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 通貨関連

平成24年11月8日現在

該当事項はありません。

| 区分 | 種類 | 平成25年5月8日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち1年超(円) | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 539,227,800 | ― | 542,906,100 | △3,678,300 |
| 合計 | | 539,227,800 | ― | 542,906,100 | △3,678,300 |

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (3)附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### ① 株式

該当事項はありません。

#### ② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 米ドル | 国債証券 | US T STRIP PRINC | 11,970,000.00 | 4,999,342.32 | |
| | | US TREASURY BOND | 37,850,000.00 | 57,727,164.06 | |
| | | US TREASURY BOND | 8,100,000.00 | 8,991,000.00 | |
| | | US TREASURY BOND | 22,650,000.00 | 26,744,695.31 | |
| | | US TREASURY BOND | 7,490,000.00 | 10,145,146.50 | |
| | | US TREASURY BOND | 12,270,000.00 | 11,641,162.50 | |
| | | US TREASURY NOTE | 3,110,000.00 | 3,169,891.78 | |
| | | US TREASURY NOTE | 156,095,000.00 | 176,039,795.11 | |
| | | US TREASURY NOTE | 22,540,000.00 | 26,230,925.00 | |
| | | US TREASURY NOTE | 22,340,000.00 | 24,455,318.75 | |
| | 計 | | 304,415,000.00 | 350,144,441.33 | |
| | (邦貨換算額) | | | (34,629,285,247) | |
| 米ドル計 | | | | 350,144,441.33 | |
| (邦貨換算額) | | | | (34,629,285,247) | |
| カナダドル | 国債証券 | CANADA GOVT INFL INDEX | 1,610,000.00 | 3,646,218.65 | |
| | | CANADIAN GOVT | 17,110,000.00 | 17,136,349.40 | |
| | | CANADIAN GOVT | 19,130,000.00 | 21,884,528.70 | |
| | 計 | | 37,850,000.00 | 42,667,096.75 | |
| | (邦貨換算額) | | | (4,198,868,991) | |
| カナダドル計 | | | | 42,667,096.75 | |
| (邦貨換算額) | | | | (4,198,868,991) | |
| メキシコペソ | 国債証券 | MEXICAN BONOS DESARR FIX | 284,540,000.00 | 348,422,075.40 | |
| | 計 | | 284,540,000.00 | 348,422,075.40 | |
| | (邦貨換算額) | | | (2,867,513,680) | |
| メキシコペソ計 | | | | 348,422,075.40 | |
| (邦貨換算額) | | | | (2,867,513,680) | |
| ユーロ | 国債証券 | BELGIUM GOVT | 22,030,000.00 | 25,744,478.30 | |
| | | BUNDES REPUBLIC DE | 39,910,000.00 | 46,478,387.80 | |
| | | BUNDES REPUBLIC DE | 6,320,000.00 | 9,640,591.20 | |
| | | BUONI POLIENNALI | 35,670,000.00 | 36,860,307.90 | |
| | | BUONI POLIENNALI | 39,220,000.00 | 44,537,055.40 | |
| | | BUONI POLIENNALI | 33,930,000.00 | 36,218,917.80 | |
| | | FRANCE O.A.T. | 32,040,000.00 | 36,533,289.60 | |
| | | FRANCE O.A.T. | 10,580,000.00 | 13,888,789.20 | |
| | | FRANCE O.A.T. | 1,770,000.00 | 2,173,683.90 | |
| | | NETHERLANDS GOVT | 4,890,000.00 | 7,547,910.60 | |
| | | NETHERLANDS GOVT | 7,210,000.00 | 9,293,545.80 | |
| | 計 | | 233,570,000.00 | 268,916,957.50 | |
| | (邦貨換算額) | | | (34,762,895,096) | |
| ユーロ計 | | | | 268,916,957.50 | |
| (邦貨換算額) | | | | (34,762,895,096) | |
| 英ポンド | 国債証券 | UK TREASURY | 3,570,000.00 | 4,674,629.40 | |
| | | UK TREASURY | 23,100,000.00 | 28,153,125.00 | |
| | 計 | | 26,670,000.00 | 32,827,754.40 | |
| | (邦貨換算額) | | | (5,024,287,810) | |
| 英ポンド計 | | | | 32,827,754.40 | |
| (邦貨換算額) | | | | (5,024,287,810) | |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 | SWEDEN GOVT | 41,000,000.00 | 43,374,720.00 | |
| | 計 | | 41,000,000.00 | 43,374,720.00 | |
| | (邦貨換算額) | | | (656,259,513) | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| スウェーデンクローナ計 | | | | 43,374,720.00 | |
| (邦貨換算額) | | | | (656,259,513) | |
| 合計 | | | | 82,139,110,337 | |
| (外貨建証券の邦貨換算額) | | | | (82,139,110,337) | |

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|
| 米ドル | 国債証券 10銘柄 | 100.0% | 42.2% |
| カナダドル | 国債証券 3銘柄 | 100.0% | 5.1% |
| メキシコペソ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 3.5% |
| ユーロ | 国債証券 11銘柄 | 100.0% | 42.3% |
| 英ポンド | 国債証券 2銘柄 | 100.0% | 6.1% |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.8% |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

**2.「LM・グローバル株式マザーファンド」の状況**

**なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・グローバル株式マザーファンドの計算期間はLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。**

**LM・グローバル株式マザーファンド**

**(1)貸借対照表**

（単位：円）

| | 平成24年11月8日現在 | 平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 145,827,399 | 133,888,878 |
| 金銭信託 | 440,470 | 455,929 |
| コール・ローン | 327,339,752 | 279,124,577 |
| 株式 | 26,365,900,794 | 32,939,199,898 |
| 未収配当金 | 62,321,507 | 56,299,184 |
| 未収利息 | 448 | 229 |
| 流動資産合計 | 26,901,830,370 | 33,408,968,695 |
| 資産合計 | 26,901,830,370 | 33,408,968,695 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 180,000,000 | 100,000,000 |
| 流動負債合計 | 180,000,000 | 100,000,000 |
| 負債合計 | 180,000,000 | 100,000,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 23,338,070,364 | 19,919,770,920 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 3,383,760,006 | 13,389,197,775 |
| 純資産合計 | 26,721,830,370 | 33,308,968,695 |
| 負債純資産合計 | 26,901,830,370 | 33,408,968,695 |

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 自 平成24年11月9日 至 平成25年5月8日 |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>株式<br>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成24年11月8日現在 | 平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| 1.開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 | 23,338,070,364口 | 19,919,770,920口 |
| 2.開示対象ファンドの期末における当該ファンドの<br>一口当たり純資産額<br>(一万口当たり純資産額) | <br>1.1450円<br>(11,450円) | <br>1.6722円<br>(16,722円) |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自　平成24年　5月9日<br>至　平成24年11月8日 | 自　平成24年11月9日<br>至　平成25年　5月8日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2　有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 自　平成24年　5月9日<br>至　平成24年11月8日 | 自　平成24年11月9日<br>至　平成25年　5月8日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | ①株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①株式<br>同左<br>②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動等

| 項目 | 自 平成24年 5月9日<br>至 平成24年11月8日 | 自 平成24年11月9日<br>至 平成25年 5月8日 |
|---|---|---|
| 開示対象ファンドの | | |
| 期首における当該ファンドの元本額 | 28,255,846,645円 | 23,338,070,364円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 45,140,671円 | 9,179,253円 |
| 同期中における解約元本額 | 4,962,916,952円 | 3,427,478,697円 |
| 元本の内訳 | | |
| ＬＭ・グローバル株式ファンド | 227,851,680円 | 195,839,160円 |
| ＬＭ・グローバル株式ファンドＶＡ（適格機関投資家専用） | 905,835円 | 903,007円 |
| ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型） | 23,109,312,849円 | 19,723,028,753円 |
| 計 | 23,338,070,364円 | 19,919,770,920円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 平成24年11月8日現在 | 平成25年5月8日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 485,110,347 | 1,944,844,519 |
| 合計 | 485,110,347 | 1,944,844,519 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (3)附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### ① 株式

次表の通りです。

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 米ドル | ABBOTT LABORATORIES | 58,900 | 36.06 | 2,123,934.00 | |
| | ABBVIE INC | 58,900 | 44.91 | 2,645,199.00 | |
| | ACCENTURE PLC-CL A | 27,200 | 79.05 | 2,150,160.00 | |
| | AETNA INC | 22,500 | 59.07 | 1,329,075.00 | |
| | AFLAC INC | 31,800 | 55.38 | 1,761,084.00 | |
| | ALASKA AIR GROUP INC | 21,000 | 67.47 | 1,416,870.00 | |
| | ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP | 10,700 | 173.49 | 1,856,343.00 | |
| | ALLIANT TECHSYSTEMS INC | 12,800 | 73.44 | 940,032.00 | |
| | ALLIED WORLD ASSURANCE CO | 27,700 | 92.50 | 2,562,250.00 | |
| | ALLSTATE CORP | 25,900 | 49.31 | 1,277,129.00 | |
| | ALTRIA GROUP INC | 58,400 | 36.47 | 2,129,848.00 | |
| | AMC NETWORKS INC-A | 27,000 | 65.09 | 1,757,565.00 | |
| | AMERICAN EAGLE OUTFITTERS | 37,700 | 19.37 | 730,249.00 | |
| | AMERICAN FINANCIAL GROUP INC | 38,950 | 48.79 | 1,900,370.50 | |
| | AMERICAN INTERNATIONAL GROUP | 43,000 | 44.60 | 1,917,800.00 | |
| | AMGEN INC | 18,900 | 104.46 | 1,974,294.00 | |
| | AOL INC | 39,000 | 41.42 | 1,615,380.00 | |
| | APPLE INC | 12,900 | 458.65 | 5,916,688.20 | |
| | ASSURANT INC | 36,500 | 48.06 | 1,754,190.00 | |
| | AT&T INC | 90,400 | 37.52 | 3,391,808.00 | |
| | AUTOZONE INC | 5,300 | 418.95 | 2,220,435.00 | |
| | BALL CORP | 26,600 | 45.49 | 1,210,034.00 | |
| | BAXTER INTERNATIONAL INC | 23,100 | 68.58 | 1,584,198.00 | |
| | BECTON DICKINSON AND CO | 9,000 | 97.47 | 877,230.00 | |
| | BOEING CO/THE | 38,500 | 94.79 | 3,649,415.00 | |
| | BRINKER INTERNATIONAL INC | 48,900 | 39.96 | 1,954,044.00 | |
| | BROCADE COMMUNICATIONS SYS | 544,100 | 5.41 | 2,943,581.00 | |
| | CARDINAL HEALTH INC | 26,500 | 46.45 | 1,230,925.00 | |
| | CELGENE CORP | 11,100 | 121.66 | 1,350,481.50 | |
| | CF INDUSTRIES HOLDINGS INC | 7,600 | 187.19 | 1,422,644.00 | |
| | CISCO SYSTEMS INC | 140,100 | 20.38 | 2,855,238.00 | |
| | COMCAST CORP-CLASS A | 65,700 | 43.05 | 2,828,385.00 | |
| | COMPUTER SCIENCES CORP | 18,200 | 48.00 | 873,600.00 | |
| | COSTCO WHOLESALE CORP | 33,400 | 109.71 | 3,664,314.00 | |
| | CST BRANDS INC | 4,655 | 30.50 | 141,977.50 | |
| | CVS CAREMARK CORP | 73,000 | 58.54 | 4,273,420.00 | |
| | DELTA AIR LINES INC | 56,800 | 18.08 | 1,026,944.00 | |
| | DIRECTV | 51,500 | 61.95 | 3,190,425.00 | |
| | EAST WEST BANCORP INC | 65,200 | 24.70 | 1,610,440.00 | |
| | EMCOR GROUP INC | 21,700 | 38.59 | 837,403.00 | |
| | ENDO HEALTH SOLUTIONS INC | 37,400 | 38.21 | 1,429,054.00 | |
| | EXXON MOBIL CORPORATION | 66,700 | 91.15 | 6,079,705.00 | |
| | FIFTH THIRD BANCORP | 210,100 | 17.51 | 3,678,851.00 | |
| | FIRST AMERICAN FINANCIAL | 31,000 | 26.89 | 833,590.00 | |
| | FOOT LOCKER INC | 41,000 | 35.69 | 1,463,290.00 | |
| | GAP INC/THE | 35,600 | 39.04 | 1,389,824.00 | |
| | GOOGLE INC-CL A | 2,400 | 857.23 | 2,057,352.00 | |
| | HUNTINGTON BANCSHARES INC | 443,800 | 7.46 | 3,310,748.00 | |
| | JPMORGAN CHASE & CO | 69,500 | 49.14 | 3,415,230.00 | |
| | KIMBERLY-CLARK CORP | 18,300 | 104.51 | 1,912,533.00 | |
| | LEXMARK INTERNATIONAL INC-A | 25,300 | 30.21 | 764,313.00 | |
| | LIFEPOINT HOSPITALS INC | 46,800 | 47.41 | 2,218,788.00 | |
| | LOCKHEED MARTIN CORP | 20,600 | 102.88 | 2,119,328.00 | |
| | LYONDELLBASELL INDU-CL A | 24,500 | 63.28 | 1,550,360.00 | |
| | MACY'S INC | 49,700 | 46.50 | 2,311,050.00 | |
| | MARATHON PETROLEUM CORP | 24,700 | 81.44 | 2,011,568.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD | 107,600 | 10.60 | 1,140,560.00 | |
| | MCKESSON CORP | 16,400 | 108.63 | 1,781,532.00 | |
| | MEDTRONIC INC | 17,200 | 48.10 | 827,320.00 | |
| | MERCK & CO. INC. | 67,000 | 45.27 | 3,033,090.00 | |
| | MICROSOFT CORP | 91,500 | 33.31 | 3,047,865.00 | |
| | MONSANTO COMPANY | 28,800 | 107.86 | 3,106,368.00 | |
| | MYRIAD GENETICS INC | 29,100 | 28.30 | 823,530.00 | |
| | NEUSTAR INC-CLASS A | 43,800 | 45.61 | 1,997,718.00 | |
| | NORDSTROM INC | 23,300 | 58.59 | 1,365,147.00 | |
| | NORTHROP GRUMMAN CORP | 28,800 | 77.21 | 2,223,648.00 | |
| | NV ENERGY INC | 47,800 | 21.21 | 1,013,838.00 | |
| | OCWEN FINANCIAL CORP | 47,700 | 39.12 | 1,866,024.00 | |
| | ORACLE CORPORATION | 82,100 | 33.26 | 2,730,646.00 | |
| | O'REILLY AUTOMOTIVE INC | 9,200 | 110.78 | 1,019,176.00 | |
| | OSHKOSH CORP | 22,700 | 38.96 | 884,392.00 | |
| | OWENS-ILLINOIS INC | 31,000 | 28.04 | 869,240.00 | |
| | PACKAGING CORP OF AMERICA | 38,800 | 49.09 | 1,904,692.00 | |
| | PATTERSON-UTI ENERGY INC | 33,400 | 22.24 | 742,816.00 | |
| | PETSMART INC | 14,600 | 68.89 | 1,005,794.00 | |
| | PHILLIPS 66 | 31,650 | 64.48 | 2,040,792.00 | |
| | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 66,200 | 77.94 | 5,159,628.00 | |
| | PROTECTIVE LIFE CORP | 63,200 | 38.50 | 2,433,200.00 | |
| | QUALCOMM INC | 25,100 | 63.97 | 1,605,647.00 | |
| | RAYTHEON COMPANY | 52,300 | 63.46 | 3,318,958.00 | |
| | REINSURANCE GROUP OF AMERICA | 14,900 | 64.03 | 954,047.00 | |
| | RELIANCE STEEL & ALUMINUM | 12,100 | 66.80 | 808,280.00 | |
| | RENAISSANCERE HOLDINGS LTD | 20,200 | 92.40 | 1,866,480.00 | |
| | RR DONNELLEY & SONS CO | 55,800 | 12.50 | 697,500.00 | |
| | SAFEWAY INC | 62,900 | 24.13 | 1,517,777.00 | |
| | SOUTHWEST AIRLINES CO | 67,700 | 14.23 | 963,371.00 | |
| | SYMANTEC CORP | 112,700 | 25.10 | 2,828,770.00 | |
| | TECH DATA CORP | 15,800 | 47.99 | 758,242.00 | |
| | TESORO CORP | 20,900 | 58.04 | 1,213,036.00 | |
| | TIME WARNER CABLE | 33,600 | 97.57 | 3,278,352.00 | |
| | TJX COMPANIES INC | 33,600 | 50.03 | 1,681,008.00 | |
| | TORCHMARK CORP | 14,200 | 63.53 | 902,126.00 | |
| | TRANSOCEAN LTD | 11,100 | 54.75 | 607,725.00 | |
| | UNITEDHEALTH GROUP INC | 49,700 | 60.50 | 3,006,850.00 | |
| | URS CORP | 30,400 | 45.74 | 1,390,496.00 | |
| | VALERO ENERGY CO | 41,900 | 39.11 | 1,638,709.00 | |
| | VERISIGN INC | 17,800 | 48.25 | 858,850.00 | |
| | WAL-MART STORES INC | 35,200 | 78.83 | 2,774,816.00 | |
| | WELLPOINT INC | 11,300 | 74.71 | 844,223.00 | |
| | WELLS FARGO & CO | 67,300 | 38.40 | 2,584,320.00 | |
| | WESTERN DIGITAL CORP | 26,400 | 58.83 | 1,553,112.00 | |
| | WESTERN UNION CO | 109,500 | 15.74 | 1,723,530.00 | |
| | XEROX CORP | 100,600 | 8.77 | 882,262.00 | |
| | ZIMMER HOLDINGS INC | 13,000 | 77.30 | 1,004,900.00 | |
| 米ドル計 | | 5,116,355 | | 199,721,389.70 | |
| (邦貨換算額) | | | | (19,752,445,441) | |
| カナダドル | AGRIUM INC | 16,000 | 91.45 | 1,463,200.00 | |
| | CANADIAN TIRE CORP-CLASS A | 26,600 | 75.32 | 2,003,512.00 | |
| | MAGNA INTERNATIONAL INC | 14,500 | 62.95 | 912,775.00 | |
| | METRO INC | 39,500 | 69.50 | 2,745,250.00 | |
| | NATIONAL BANK OF CANADA | 35,700 | 75.32 | 2,688,924.00 | |
| | POWER CORP OF CANADA | 120,400 | 27.66 | 3,330,264.00 | |
| | ROGERS COMMUNICATIONS INC-B | 16,500 | 49.35 | 814,275.00 | |
| | SAPUTO INC | 17,300 | 52.28 | 904,444.00 | |
| | SHAWCOR LTD | 39,500 | 40.92 | 1,616,340.00 | |
| | SUNCOR ENERGY INC | 32,300 | 31.45 | 1,015,835.00 | |
| | TORONTO-DOMINION BANK | 18,300 | 83.00 | 1,518,900.00 | |
| カナダドル計 | | 376,600 | | 19,013,719.00 | |
| (邦貨換算額) | | | | (1,871,140,086) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ユーロ | ALLIANZ SE-REG | 17,104 | 120.15 | 2,055,045.60 |
| | BASF SE | 31,656 | 73.56 | 2,328,615.36 |
| | BAYER AG-REG | 20,930 | 81.75 | 1,711,027.50 |
| | BILFINGER SE | 7,962 | 74.85 | 595,955.70 |
| | CAP GEMINI | 77,522 | 38.24 | 2,964,441.28 |
| | CONTINENTAL AG | 8,569 | 97.61 | 836,420.09 |
| | ENAGAS SA | 85,091 | 20.23 | 1,721,816.38 |
| | GAS NATURAL SDG SA | 105,491 | 15.99 | 1,687,328.54 |
| | HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE | 33,665 | 63.30 | 2,130,994.50 |
| | HEINEKEN HOLDING NV | 33,350 | 46.32 | 1,544,772.00 |
| | HENKEL AG | 22,418 | 71.81 | 1,609,836.58 |
| | KONINKLIJKE AHOLD NV | 100,595 | 12.20 | 1,227,761.97 |
| | MUENCHENER RUECKVER AG-REG | 12,561 | 148.74 | 1,868,436.18 |
| | OMV AG | 30,861 | 37.18 | 1,147,411.98 |
| | OUTOTEC OYJ | 56,341 | 11.09 | 624,821.69 |
| | REPSOL SA | 83,045 | 18.11 | 1,503,944.95 |
| | ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | 104,706 | 26.24 | 2,747,485.44 |
| | SAFRAN SA | 17,404 | 37.61 | 654,564.44 |
| | SIEMENS AG-REG | 10,948 | 80.50 | 881,314.00 |
| | SMURFIT KAPPA GROUP PLC | 59,074 | 12.10 | 714,795.40 |
| | SOLVAY SA | 5,426 | 118.90 | 645,151.40 |
| | SUEDZUCKER AG | 76,701 | 29.81 | 2,286,456.81 |
| | TOTAL SA | 47,794 | 38.52 | 1,841,263.85 |
| | UNILEVER NV-CVA | 47,178 | 32.38 | 1,527,859.53 |
| | VALEO SA | 41,026 | 46.35 | 1,901,760.23 |
| | VINCI SA | 13,768 | 37.66 | 518,502.88 |
| ユーロ計 | | 1,151,186 | | 39,277,784.28 |
| (邦貨換算額) | | | | (5,077,439,173) |
| 英ポンド | ABERDEEN ASSET MGMT PLC | 526,258 | 4.68 | 2,462,887.44 |
| | AMEC PLC | 86,730 | 10.22 | 886,380.60 |
| | BAE SYSTEMS PLC | 324,926 | 3.74 | 1,217,497.72 |
| | CENTRICA PLC | 139,142 | 3.74 | 520,391.08 |
| | DCC PLC | 23,450 | 25.00 | 586,250.00 |
| | DEBENHAMS PLC | 480,570 | 0.88 | 424,823.88 |
| | DRAGON OIL PLC | 85,756 | 6.38 | 547,123.28 |
| | EASYJET PLC | 218,554 | 11.38 | 2,487,144.52 |
| | GREENE KING PLC | 76,295 | 7.37 | 562,294.15 |
| | MONDI PLC | 94,111 | 8.58 | 807,942.93 |
| | NEXT PLC | 56,221 | 44.06 | 2,477,097.26 |
| | REED ELSEVIER PLC | 231,937 | 7.34 | 1,703,577.26 |
| | SHIRE PLC | 89,527 | 18.62 | 1,666,992.74 |
| | SMITH & NEPHEW PLC | 70,461 | 7.53 | 530,571.33 |
| | STANDARD LIFE PLC | 401,361 | 3.95 | 1,588,988.19 |
| | WILLIAM HILL PLC | 244,196 | 4.18 | 1,022,692.84 |
| | WPP PLC | 173,712 | 10.94 | 1,900,409.28 |
| 英ポンド計 | | 3,323,207 | | 21,393,064.50 |
| (邦貨換算額) | | | | (3,274,208,521) |
| スイスフラン | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | 15,524 | 233.80 | 3,629,511.20 |
| スイスフラン計 | | 15,524 | | 3,629,511.20 |
| (邦貨換算額) | | | | (381,497,922) |
| スウェーデンクローナ | NORDEA BANK AB | 178,853 | 79.05 | 14,138,329.65 |
| スウェーデンクローナ計 | | 178,853 | | 14,138,329.65 |
| (邦貨換算額) | | | | (213,912,927) |
| ノルウェークローネ | PETROLEUM GEO-SERVICES | 89,853 | 86.80 | 7,799,240.40 |
| | STATOIL ASA | 99,571 | 137.90 | 13,730,840.90 |
| | TGS NOPEC GEOPHYSICAL CO ASA | 55,381 | 213.30 | 11,812,767.30 |
| | YARA INTERNATIONAL ASA | 34,395 | 268.20 | 9,224,739.00 |
| ノルウェークローネ計 | | 279,200 | | 42,567,587.60 |
| (邦貨換算額) | | | | (720,243,582) |
| デンマーククローネ | NOVO NORDISK A/S-B | 13,070 | 982.00 | 12,834,740.00 |
| デンマーククローネ計 | | 13,070 | | 12,834,740.00 |
| (邦貨換算額) | | | | (222,682,739) |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| オーストラリアドル | DOWNER EDI LTD | 309,591 | 4.66 | 1,442,694.06 | |
| | MONADELPHOUS GROUP LTD | 33,414 | 20.76 | 693,674.64 | |
| | TELSTRA CORP LTD | 447,415 | 5.01 | 2,241,549.15 | |
| | WESTPAC BANKING CORP | 25,082 | 32.58 | 817,171.56 | |
| オーストラリアドル計 | | 815,502 | | 5,195,089.41 | |
| (邦貨換算額) | | | | (522,574,043) | |
| 香港ドル | BANK OF EAST ASIA | 673,800 | 31.60 | 21,292,080.00 | |
| | HANG SENG BANK LTD | 148,000 | 129.00 | 19,092,000.00 | |
| | SANDS CHINA LTD | 166,800 | 41.55 | 6,930,540.00 | |
| | SJM HOLDINGS LTD | 465,000 | 20.35 | 9,462,750.00 | |
| 香港ドル計 | | 1,453,600 | | 56,777,370.00 | |
| (邦貨換算額) | | | | (723,343,693) | |
| シンガポールドル | UNITED OVERSEAS BANK | 104,000 | 21.53 | 2,239,120.00 | |
| シンガポールドル計 | | 104,000 | | 2,239,120.00 | |
| (邦貨換算額) | | | | (179,711,771) | |
| 合計 | | | | 32,939,199,898 | |
| (外貨建証券の邦貨換算額) | | | | (32,939,199,898) | |

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|
| 米ドル | 株式 104銘柄 | 100.0% | 60.0% |
| カナダドル | 株式 11銘柄 | 100.0% | 5.7% |
| ユーロ | 株式 26銘柄 | 100.0% | 15.4% |
| 英ポンド | 株式 17銘柄 | 100.0% | 9.9% |
| スイスフラン | 株式 1銘柄 | 100.0% | 1.2% |
| スウェーデンクローナ | 株式 1銘柄 | 100.0% | 0.6% |
| ノルウェークローネ | 株式 4銘柄 | 100.0% | 2.2% |
| デンマーククローネ | 株式 1銘柄 | 100.0% | 0.7% |
| オーストラリアドル | 株式 4銘柄 | 100.0% | 1.6% |
| 香港ドル | 株式 4銘柄 | 100.0% | 2.2% |
| シンガポールドル | 株式 1銘柄 | 100.0% | 0.5% |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

平成25年5月末現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 94,852,385,050円 |
| Ⅱ 負債総額 | 453,860,533円 |
| Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ) | 94,398,524,517円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 116,770,983,116口 |
| Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ) | 0.8084円 |
| （1万口当たり純資産額） | (8,084円) |

＜参考情報＞

LM・グローバル債券マザーファンド

平成25年5月末現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 90,965,497,076円 |
| Ⅱ 負債総額 | 2,734,477,335円 |
| Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ) | 88,231,019,741円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 42,885,118,090口 |
| Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ) | 2.0574円 |
| （1万口当たり純資産額） | (20,574円) |

LM・グローバル株式マザーファンド

平成25年5月末現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 32,991,260,301円 |
| Ⅱ 負債総額 | 553,278,037円 |
| Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ) | 32,437,982,264円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 18,741,475,105口 |
| Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ) | 1.7308円 |
| （1万口当たり純資産額） | (17,308円) |

# 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益権の帰属と受益証券の不発行

①当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

⑤受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2)受益権の譲渡に係る記載または記録

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5)名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6)受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成25年５月末現在）

①資本金の額：　1,000百万円

②委託会社が発行する株式総数：　100,000株

③発行済株式総数：　78,270株

④最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

３名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

②運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

### ２【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2)平成25年５月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

| 種　類 | ファンド数 | 純資産総額の合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 47 | 1,387,907 |
| 合　計 | 47 | 1,387,907 |

## 3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 第14期事業年度<br>(平成24年3月31日) | | 第15期事業年度<br>(平成25年3月31日) |
|---|---|---|---|---|
| 資 産 の 部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | | 1,912,467 | | 2,032,268 |
| 関係会社貸付金 | ※2 | 400,000 | | - |
| 前払費用 | | 46,764 | | 63,269 |
| 未収入金 | | - | | 840 |
| 未収委託者報酬 | | 594,342 | | 556,977 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,272,104 | | 1,629,769 |
| その他未収収益 | | 19,830 | | 28,098 |
| 未収利息 | | 235 | | 58 |
| 立替金 | | 67 | | - |
| 繰延税金資産 | | 214,942 | | 258,745 |
| 流動資産計 | | 4,460,756 | | 4,570,026 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | | ※1 | |
| 建物 | | 258,118 | | 266,002 |
| 器具備品 | | 53,573 | | 60,304 |
| 建設仮勘定 | | 1,592 | | 1,120 |
| 有形固定資産計 | | 313,284 | | 327,428 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 14,924 | | 27,768 |
| 無形固定資産計 | | 14,924 | | 27,768 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 160,710 | | 161,770 |
| 長期差入保証金 | | 77,476 | | 115,537 |
| 保険積立金 | | 291,522 | | 354,242 |
| 前払年金費用 | | 39,960 | | - |
| 投資その他の資産計 | | 569,670 | | 631,550 |
| 固定資産計 | | 897,879 | | 986,746 |
| 資産合計 | | 5,358,635 | | 5,556,772 |

（単位：千円）

| | 第14期事業年度<br>(平成24年3月31日) | | 第15期事業年度<br>(平成25年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|
| 負 債 の 部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 23,055 | | 26,039 |
| 未払金 | | 856,579 | | 907,785 |
| 未払手数料 | | 260,408 | | 231,605 |
| 未払消費税等 | | 123,864 | | 85,231 |
| その他未払金 | | 472,305 | | 590,948 |
| 未払費用 | ※2 | 1,012,629 | ※2 | 1,179,396 |
| 未払法人税等 | | 629,961 | | 270,170 |
| 前受金 | | 17,136 | | 20,044 |
| 流動負債計 | | 2,539,361 | | 2,403,436 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 150,425 | | 161,047 |
| 役員退職慰労引当金 | | 405,749 | | 482,938 |
| 固定負債計 | | 556,174 | | 643,985 |
| 負債合計 | | 3,095,536 | | 3,047,421 |
| 純 資 産 の 部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 226,405 | | 226,405 |
| 資本剰余金計 | | 226,405 | | 226,405 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 23,594 | | 23,594 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,013,099 | | 1,259,350 |
| 利益剰余金計 | | 1,036,693 | | 1,282,944 |
| 株主資本合計 | | 2,263,099 | | 2,509,350 |
| 純資産合計 | | 2,263,099 | | 2,509,350 |
| 負債純資産合計 | | 5,358,635 | | 5,556,772 |

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

| | 第14期事業年度<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） | | 第15期事業年度<br>（自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 10,249,870 | | 10,223,443 |
| 運用受託報酬 | | 2,143,793 | | 2,546,566 |
| その他営業収益 | | 173,155 | | 266,965 |
| 営業収益計 | | 12,566,819 | | 13,036,975 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 4,715,756 | | 4,402,847 |
| 広告宣伝費 | | 31,594 | | 43,566 |
| 公告費 | | 665 | | 665 |
| 調査費 | | 4,417,472 | | 4,850,395 |
| 調査費 | 88,217 | | 93,771 | |
| 委託調査費 | 4,328,431 | | 4,755,711 | |
| 図書費 | 824 | | 913 | |
| 委託計算費 | | 148,330 | | 155,472 |
| 営業雑経費 | | 112,924 | | 117,813 |
| 通信費 | 36,167 | | 38,502 | |
| 印刷費 | 66,316 | | 65,565 | |
| 協会費 | 10,099 | | 13,407 | |
| 諸会費 | 341 | | 337 | |
| 営業費用計 | | 9,426,743 | | 9,570,761 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 1,325,444 | | 1,516,399 |
| 役員報酬 | 108,887 | | 118,588 | |
| 給料・手当 | 810,010 | | 882,301 | |
| 賞与 | 406,547 | | 515,509 | |
| 交際費 | | 8,983 | | 7,591 |
| 寄付金 | | - | | 120 |
| 旅費交通費 | | 29,376 | | 42,660 |
| 租税公課 | | 19,914 | | 20,188 |
| 不動産賃借料 | | 186,593 | | 242,308 |
| 退職給付費用 | | 91,953 | | 128,612 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | 67,548 | | 77,189 |
| 固定資産減価償却費 | | 55,354 | | 52,874 |
| 諸経費 | ※1 | 228,850 | ※1 | 235,601 |
| 一般管理費計 | | 2,014,018 | | 2,323,544 |
| 営業利益 | | 1,126,057 | | 1,142,669 |

（単位：千円）

| | | 第14期事業年度<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） | | 第15期事業年度<br>（自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日） |
|---|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | ※1 | 6,692 | ※1 | 3,281 |
| 受取配当金 | | 834 | | 1,000 |
| 為替差益 | | - | | 18,184 |
| 営業外収益計 | | 7,527 | | 22,466 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | | 3,081 | | - |
| 営業外費用計 | | 3,081 | | - |
| 経常利益 | | 1,130,502 | | 1,165,136 |
| 税引前当期純利益 | | 1,130,502 | | 1,165,136 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 620,800 | | 562,687 |
| 法人税等調整額 | | △214,942 | | △43,802 |
| 法人税等合計 | | 405,857 | | 518,885 |
| 当期純利益 | | 724,645 | | 646,251 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

| | 第14期事業年度<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) | 第15期事業年度<br>(自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日) |
|---|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 226,405 | 226,405 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 226,405 | 226,405 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | - | 23,594 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 23,594 | - |
| 当期変動額合計 | 23,594 | - |
| 当期末残高 | 23,594 | 23,594 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 912,047 | 1,013,099 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △623,594 | △400,000 |
| 当期純利益 | 724,645 | 646,251 |
| 当期変動額合計 | 101,051 | 246,251 |
| 当期末残高 | 1,013,099 | 1,259,350 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 912,047 | 1,036,693 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △600,000 | △400,000 |
| 当期純利益 | 724,645 | 646,251 |
| 当期変動額合計 | 124,645 | 246,251 |
| 当期末残高 | 1,036,693 | 1,282,944 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 2,138,453 | 2,263,099 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △600,000 | △400,000 |
| 当期純利益 | 724,645 | 646,251 |
| 当期変動額合計 | 124,645 | 246,251 |
| 当期末残高 | 2,263,099 | 2,509,350 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 2,138,453 | 2,263,099 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △600,000 | △400,000 |
| 当期純利益 | 724,645 | 646,251 |
| 当期変動額合計 | 124,645 | 246,251 |
| 当期末残高 | 2,263,099 | 2,509,350 |

重要な会計方針

| 項　目 | 第15期事業年度<br>（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | (1)満期保有目的の債券<br>償却原価法（定額法）<br><br>(2)その他有価証券<br>時価のあるもの<br>期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>時価のないもの<br>移動平均法による原価法 |
| 2.固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産<br>定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物　12年～18年<br>器具備品　4年～8年<br><br>(2)無形固定資産<br>定額法によっております。<br>ただしソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| 3.引当金の計上基準 | (1)退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び退職給付年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。<br>なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。<br><br>(2)役員退職慰労引当金<br>役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1)消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。 |

会計上の見積りの変更

第14期事業年度　（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

本社オフィス賃貸借契約に係る資産除去債務は、従来、使用見込期間を60ケ月として償却を行っておりましたが、当事業年度において、オフィス賃貸借契約の延長に伴い、使用見込期間を95ケ月に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて当事業年度の一般管理費が9,411千円減少し、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益が同額増加しております。

第15期事業年度　（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第14期事業年度 | 第15期事業年度 |
|---|---|

| (平成24年3月31日) | (平成25年3月31日) |
|---|---|
| ※1 固定資産の減価償却累計額<br>建物 97,400千円<br>器具備品 139,289千円<br><br>※2 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>未払費用 2,813千円 | ※1 固定資産の減価償却累計額<br>建物 119,641千円<br>器具備品 162,046千円<br><br>※2 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>未払費用 2,575千円 |

（損益計算書関係）

| 第14期事業年度<br>(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第15期事業年度<br>(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|---|---|
| ※1 関係会社との取引<br>諸経費 29,893千円<br>受取利息 647千円 | ※1 関係会社との取引<br>諸経費 39,195千円<br>受取利息 564千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

第14期事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 78,270 | ― | ― | 78,270 |

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年12月16日取締役会 | 普通株式 | 600,000 | 7,665.7 | 平成23年9月30日 | 平成23年12月22日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り決議する予定であります。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成24年6月27日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 400,000 | 5,110.5 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 |

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 78,270 | ― | ― | 78,270 |

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成24年6月27日定時株主総会 | 普通株式 | 400,000 | 5,110.5 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成25年6月24日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 600,000 | 7,665.7 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日 |

（リース取引関係）

| 第14期事業年度<br>（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） |
|---|---|
| オペレーティング・リース取引<br>（借主側）<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料<br>1年以内 178,581千円<br>1年超 443,119千円<br>合計 621,701千円 | オペレーティング・リース取引<br>（借主側）<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料<br>1年以内 196,942千円<br>1年超 246,177千円<br>合計 443,119千円 |

（金融商品関係）

第14期事業年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2．参照）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （1）現金及び預金 | 1,912,467 | 1,912,467 | ― |
| （2）関係会社貸付金 | 400,000 | 400,000 | ― |
| （3）未収委託者報酬 | 594,342 | 594,342 | ― |
| （4）未収運用受託報酬 | 1,272,104 | 1,272,104 | ― |
| （5）投資有価証券 | 151,425 | 151,425 | ― |
| 資産計 | 4,330,340 | 4,330,340 | ― |
| （1）その他未払金 | 472,305 | 472,305 | ― |
| （2）未払手数料 | 260,408 | 260,408 | ― |
| （3）未払費用 | 1,012,629 | 1,012,629 | ― |
| 負債計 | 1,745,344 | 1,745,344 | ― |

（注）1．　金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）関係会社貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 9,285 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（5）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3．　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|---|---|---|
| 現金及び預金 | 1,912,467 | ― |
| 関係会社貸付金 | 400,000 | ― |
| 未収委託者報酬 | 594,342 | ― |
| 未収運用受託報酬 | 1,272,104 | ― |
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | ― | 150,425 |
| 合計 | 4,178,915 | 150,425 |

第15期事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任

業務を行っております。
資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。
なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。
また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。
（（注） 2．参照）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 2,032,268 | 2,032,268 | ― |
| (2) 未収委託者報酬 | 556,977 | 556,977 | ― |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,629,769 | 1,629,769 | ― |
| (4) 投資有価証券 | 152,485 | 152,485 | ― |
| 資産計 | 4,371,500 | 4,371,500 | ― |
| (1) その他未払金 | 590,948 | 590,948 | ― |
| (2) 未払手数料 | 231,605 | 231,605 | ― |
| (3) 未払費用 | 1,179,396 | 1,179,396 | ― |
| 負債計 | 2,001,951 | 2,001,951 | ― |

(注) 1． 金融資産の時価の算定方法に関する事項
資産
(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(4) 投資有価証券
上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 9,285 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|---|---|---|
| 現金及び預金 | 2,032,268 | ― |
| 未収委託者報酬 | 556,977 | ― |
| 未収運用受託報酬 | 1,629,769 | ― |
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 9,235 | 141,250 |
| 合計 | 4,228,249 | 141,250 |

（有価証券関係）

| 第14期事業年度<br>（平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（平成25年3月31日） |
|---|---|
| 1.その他有価証券<br>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>金銭信託<br>貸借対照表計上額　150,425千円<br>取得原価　150,425千円<br>差額　―<br>投資信託受益証券<br>貸借対照表計上額　1,000千円<br>取得原価　1,000千円<br>差額　―<br><br>（注）非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 | 1.その他有価証券<br>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>金銭信託<br>貸借対照表計上額　150,485千円<br>取得原価　150,485千円<br>差額　―<br>投資信託受益証券<br>貸借対照表計上額　2,000千円<br>取得原価　2,000千円<br>差額　―<br><br>（注）同 左 |

（退職給付関係）

| 第14期事業年度<br>（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日） |
|---|---|
| 1.採用している退職給付制度の概要<br>当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。 | 1.採用している退職給付制度の概要<br>同 左 |

| | |
|---|---|
| 2.退職給付債務に関する事項<br>①退職給付債務 607,350千円<br>②年金資産 496,885千円<br>③未積立退職給付債務 110,464千円<br>④前払年金費用 39,960千円<br>⑤退職給付引当金 150,425千円<br><br>3.退職給付費用に関する事項<br>①退職給付費用 91,953千円<br><br>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br>①退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。 | 2.退職給付債務に関する事項<br>①退職給付債務 731,260千円<br>②年金資産 570,213千円<br>③退職給付引当金 161,047千円<br><br>3.退職給付費用に関する事項<br>①退職給付費用 128,612千円<br><br>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br>①同 左 |

（ストック・オプション等関係）

| 第14期事業年度<br>（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） |
|---|---|
| 1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名<br>諸経費 29,893千円<br><br>2.ストック・オプション等の内容<br>当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。 | 1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名<br>諸経費 39,195千円<br><br>2.ストック・オプション等の内容<br>同 左 |

（税効果会計関係）

| 第14期事業年度<br>（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） |
|---|---|
| 1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳<br>千円<br>繰延税金資産<br>未払金 154,528<br>役員退職慰労引当金 154,225<br>退職給付引当金 57,176<br>未払費用 95,446<br>有価証券評価損 34,480<br>前払年金費用認容 △15,188<br>長期差入保証金 18,828<br>繰延税金資産小計 499,497<br>評価性引当額 △284,554<br>繰延税金資産合計 214,942<br><br>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳<br>千円<br>繰延税金資産<br>未払金 196,081<br>役員退職慰労引当金 183,580<br>退職給付引当金 61,214<br>未払費用 88,783<br>有価証券評価損 34,480<br>長期差入保証金 21,659<br>繰延税金資産小計 585,799<br>評価性引当額 △327,054<br>繰延税金資産合計 258,745<br><br>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |

| | | (%) |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | | 40.7 |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | 4.8 |
| 住民税均等割 | | 0.3 |
| その他 | 3.6 | |
| 評価性引当金 | | △12.2 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | △1.3 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 35.9 |

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,155千円減少し、法人税等調整額が15,155千円増加しております。

| | (%) |
|---|---|
| 法定実効税率 | 38.0 |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.6 |
| 住民税均等割 | 0.3 |
| 評価性引当金 | 3.6 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 44.5 |

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期事業年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 44,000千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | ― |
| その他増減額（△は減少） | 5,535千円 |
| 期末残高 | 49,535千円 |

（4）当該資産除去債務の金額の見積もりの変更
会計上の見積もりの変更にて、当該変更の内容及び影響額を記載しております。

2．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要
当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を95ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。
なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 49,535千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | ― |
| その他増減額（△は減少） | 7,449千円 |
| 期末残高 | 56,984千円 |

2．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。
また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。
当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

［関連情報］
第14期事業年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資運用業 | 投資助言・代理業 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 10,249,870 | 2,143,793 | 173,155 | 12,566,819 |

2．地域ごとの情報

（1）営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|---|---|
| LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） | 5,307,295 |
| LM・オーストラリア毎月分配型ファンド | 2,322,660 |
| LM・グローバル・プラス（毎月分配型） | 1,262,838 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第14期事業年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第14期事業年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第14期事業年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資運用業 | 投資助言・代理業 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 10,223,443 | 2,546,566 | 266,965 | 13,036,975 |

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|---|---|
| LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） | 4,317,846 |
| LM・オーストラリア毎月分配型ファンド | 2,578,957 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第14期事業年度 （自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

１．関連当事者との取引
（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | レッグ・メイソン・インク | 米国<br>メリーランド州<br>ボルティモア | 百万米ドル<br>13 | 持株会社 | 被所有<br>直接<br>100% | 資金の貸付<br>ストック・オプション費用の負担 | 貸付金の貸付 | 千円<br>400,000 | 関係会社貸付金 | 千円<br>400,000 |
| | | | | | | | 利息の受取（注１） | 647 | - | - |
| | | | | | | | 諸経費の支払 | 29,893 | 未払費用 | 2,813 |

（取引条件及び取引条件の決定方針等）
（注１）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 英国<br>ロンドン市 | 百万米ドル<br>11 | 金融業 | ― | サービス契約<br>投資顧問契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>42,194 | その他未収収益 | 千円<br>5,229 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 298,467 | 未払費用 | 22,766 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー | 米国<br>カリフォルニア州<br>パサディナ | 百万米ドル<br>42 | 金融業 | ― | サービス契約<br>投資顧問契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>106,571 | その他未収収益 | 千円<br>12,619 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 123,492 | 未払費用 | 9,183 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド | オーストラリア<br>ビクトリア州<br>メルボルン | 百万豪ドル<br>18 | 金融業 | ― | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>1,215,392 | 未払費用 | 千円<br>168,468 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント（株） | 東京都<br>千代田区 | 億円<br>10 | 金融業 | ― | 役員の兼任<br>投資顧問契約<br>オフィスの賃借 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>50,134 | 未払費用 | 千円<br>3,003 |
| | | | | | | | - | - | 長期差入保証金 | 125,397 |
| | | | | | | | 不動産賃借料等の支払 | 171,682 | 前払費用 | 14,347 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ | ブラジル<br>サンパウロ州<br>サンパウロ | 百万ブラジルレアル<br>69 | 金融業 | ― | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>1,369,414 | 未払費用 | 千円<br>119,655 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド | シンガポール | 百万ＳＧドル<br>27 | 金融業 | － | 役員の兼任<br>サービス契約 | 諸経費の支払 | 千円<br>3,649 | 未払費用 | 千円<br>11 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド | 英国<br>ロンドン市 | 百万米ドル<br>11 | 金融業 | － | サービス契約<br>投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>100,792 | 未払費用 | 千円<br>9,240 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド | 英国<br>ロンドン市 | 百万英ポンド<br>33 | 金融業 | － | 役員の兼任<br>サービス契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>20,465 | その他未収収益 | 千円<br>1,766 |
| 同一の親会社を持つ会社 | クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー | 米国<br>ニューヨーク州<br>ニューヨーク | - | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>1,655 | 未払費用 | 千円<br>132 |
| 同一の親会社を持つ会社 | バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国<br>マサチューセッツ州<br>ボストン | 米ドル<br>1 | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 諸経費の支払 | 千円<br>5,773 | 未払費用 | 千円<br>36,132 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 397,710 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー | 米国<br>メリーランド州<br>ボルティモア | 米ドル<br>1 | サービス業 | － | 役員の兼任<br>サービス契約 | 調査費・諸経費の支払 | 千円<br>57,986 | 未払費用 | 千円<br>3,633 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー | 米国<br>ペンシルバニア州<br>フィラデルフィア | - | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>769,721 | 未払費用 | 千円<br>560,000 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド | オーストラリア<br>ビクトリア州<br>メルボルン | 百万豪ドル<br>43 | 金融業 | － | 役員の兼任<br>投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>1,644 | 未払費用 | 千円<br>680 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エー | ルクセンブルグ | 百万米ドル<br>1 | 金融業 | － | サービス契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>3,923 | その他未収収益 | 千円<br>215 |

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

第15期事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | レッグ・メイソン・インク | 米国<br>メリーランド州<br>ボルティモア | 百万米ドル<br>12 | 持株会社 | 被所有<br>直接<br>100% | 資金の貸付<br>ストック・オプション費用の負担 | 貸付金の回収 | 千円<br>400,000 | - | 千円<br>- |
| | | | | | | | 利息の受取（注１） | 564 | - | - |
| | | | | | | | 諸経費の支払 | 39,195 | 未払費用 | 2,575 |

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 英国<br>ロンドン市 | 百万米ドル<br>11 | 金融業 | ― | サービス契約<br>投資顧問契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>52,186 | その他未収収益 | 千円<br>5,012 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 240,059 | 未払費用 | 20,625 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー | 米国<br>カリフォルニア州<br>パサディナ | 百万米ドル<br>89 | 金融業 | ― | サービス契約<br>投資顧問契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>188,900 | その他未収収益 | 千円<br>19,598 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 128,280 | 未払費用 | 12,811 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド | オーストラリア<br>ビクトリア州<br>メルボルン | 百万豪ドル<br>18 | 金融業 | ― | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>1,552,092 | 未払費用 | 千円<br>208,705 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント（株） | 東京都<br>千代田区 | 億円<br>10 | 金融業 | ― | 役員の兼任<br>投資顧問契約<br>オフィスの賃借 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>28,049 | 未払費用 | 千円<br>2,478 |
| | | | | | | | - | - | 長期差入保証金 | 125,397 |
| | | | | | | | 不動産賃借料等の支払 | 173,252 | 前払費用 | 14,347 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ | ブラジル<br>サンパウロ州<br>サンパウロ | 百万ブラジルレアル<br>69 | 金融業 | ― | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>1,188,103 | 未払費用 | 千円<br>94,942 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド | 英国<br>ロンドン市 | 百万米ドル<br>11 | 金融業 | ― | サービス契約<br>投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>58,913 | 未払費用 | 千円<br>3,258 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド | 英国<br>ロンドン市 | 百万英ポンド<br>33 | 金融業 | ― | 役員の兼任<br>サービス契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>20,647 | その他未収収益 | 千円<br>1,931 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー | 米国<br>ニューヨーク州<br>ニューヨーク | - | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>6,892 | 未払費用 | 千円<br>5,602 |
| 同一の親会社を持つ会社 | バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国<br>マサチューセッツ州<br>ボストン | 米ドル<br>1 | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 諸経費の支払 | 千円<br>4,286 | 未払費用 | 千円<br>42,331 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 405,099 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー | 米国<br>メリーランド州<br>ボルティモア | 米ドル<br>1 | サービス業 | － | サービス契約 | 調査費・諸経費の支払 | 千円<br>55,589 | 未払費用 | 千円<br>4,478 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー | 米国<br>ペンシルバニア州<br>フィラデルフィア | - | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>972,737 | 未払費用 | 千円<br>671,106 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド | オーストラリア<br>ビクトリア州<br>メルボルン | 百万豪ドル<br>47 | 金融業 | － | 役員の兼任<br>サービス契約<br>投資顧問契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>3,928 | その他未収収益 | 千円<br>1,481 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払（注１） | 174,894 | 未払費用 | 22,676 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エー | ルクセンブルグ | 百万米ドル<br>1 | 金融業 | － | サービス契約 | その他営業収益の受取（注２） | 千円<br>1,302 | その他未収収益 | 千円<br>74 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド | シンガポール | 百万ＳＧドル<br>38 | 金融業 | － | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払（注１） | 千円<br>588 | 未払費用 | 千円<br>588 |

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

### （１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

### （１株当たり情報）

| 第14期事業年度<br>（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額　28,914円00銭<br>１株当たり当期純利益金額　9,258円28銭<br><br>(注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。<br>当期純利益　724,645千円<br>普通株式に帰属しない金額　-<br>普通株式に係る当期純利益　724,645千円<br>期中平均株式数　78千株<br><br>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | １株当たり純資産額　32,060円18銭<br>１株当たり当期純利益金額　8,256円69銭<br><br>(注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。<br>当期純利益　646,251千円<br>普通株式に帰属しない金額　-<br>普通株式に係る当期純利益　646,251千円<br>期中平均株式数　78千株<br><br>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

（重要な後発事象）

| 第14期事業年度<br>（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日） | 第15期事業年度<br>（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日） |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

### ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### ５【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

## 第２【その他の関係法人の概況】

### １【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

②資本金の額

平成25年３月末現在　324,279百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

①名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

②資本金の額

平成25年３月末現在　10,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

①ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

a.資本金の額

平成25年３月末現在　11百万米国ドル（1,034百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年３月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米国ドル＝94.05円）によります。）

b.事業の内容

英国において資産運用業務を営んでいます。

②ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー

a.資本金の額

平成25年３月末現在　89百万米国ドル（8,370百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年３月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米国ドル＝94.05円）によります。）

b.事業の内容

米国において資産運用業務を営んでいます。

(3)投資助言会社

①名称

バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク

②資本金の額

平成25年３月末現在　１米国ドル（94円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年３月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米国ドル＝94.05円）によります。）

③事業の内容

米国において資産運用業務を営んでいます。

(4)販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円）<br>平成25年３月末現在 | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 324,279 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社福岡銀行 | 82,329 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社北海道銀行 | 93,524 | |
| 株式会社広島銀行 | 54,573 | |
| 株式会社みなと銀行 | 27,484 | |
| 株式会社鹿児島銀行 | 18,130 | |
| 株式会社京葉銀行 | 49,759 | |
| 株式会社愛知銀行 | 18,000 | |
| 株式会社東北銀行 | 13,233 | |
| 株式会社栃木銀行 | 27,408 | |
| 株式会社山陰合同銀行 | 20,705 | |
| 株式会社京都銀行 | 42,103 | |
| 株式会社七十七銀行 | 24,658 | |
| 株式会社熊本銀行 | 33,847 | |
| 株式会社伊予銀行 | 20,948 | |
| 株式会社親和銀行 | 36,878 | |
| 株式会社東日本銀行 | 38,300 | |

| | | |
|---|---|---|
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村證券株式会社 | 10,000 | |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 47,937 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| 髙木証券株式会社 | 11,069 | |
| いよぎん証券株式会社 | 3,000 | |
| 京都信用金庫＊ | 13,015 | 信用金庫法に基づき金融業を営んでいます。 |

＊ 受益権の新規の募集の取扱いは行いません。
（注）京都信用金庫の資本金の額は出資の総額を記載しております。

## ２【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要
当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするＬＭ・グローバル債券マザーファンドの運用指図を行います。

(3)投資助言会社における関係業務の概要
委託会社に対し、当ファンドが主要投資対象とするＬＭ・グローバル株式マザーファンドの運用に係る助言及び情報提供を行います。

(4)販売会社における関係業務の概要
当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

## ３【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社、バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの最終的親会社はレッグ・メイソン・インクであります。

# 第３【参考情報】

**当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。**

**平成24年12月17日 臨時報告書**
**平成25年２月６日 有価証券報告書**
**平成25年２月６日 有価証券届出書**
**平成25年３月15日 臨時報告書**

# 独立監査人の監査報告書

平成２５年７月８日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　英 公一

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成２４年１１月９日から平成２５年５月８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成２５年５月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

# 独立監査人の監査報告書

平成25年６月26日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。